伊賀市環境基本計画

中間案

~ いまかんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!~ 「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」



伊賀市



(しのぶちゃん)

目次

はじ)めに	••••••	. 1
第1	章 計画の基本的な考え方	•••••	. 2
1	計画策定の背景	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 2
2	? 国際的な動向	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 4
3	3 国の動向	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 6
4	4 三重県の動向	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 7
E	5 これまでの本市の取り組み	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 8
ϵ	6 計画策定の目的と位置づけ	, 	, 9
7	7 計画の期間	1	0
٤	3 計画の対象地域	1	0
ξ	9 対象とする環境の範囲	1	0
第2	2章 本市の概況と本市を取り巻く環境の現況	1	1
1	1 本市の概況	1	1
	(1)本市の位置	1	1
	(2)人 □	1	2
	(3)土地利用	1	2
	(4)上下水道	1	2
	(5) 交 通	1	4
2	2 本市を取り巻く環境の状況	1	5
	(2)生活環境		
	(3)資源循環		
3	3 <i>環境意識</i>	1	8
	(1)「環境に関する市民等意識調査」の結果概要と傾向	1	8
第3	3章 望ましい環境像実現のために	2	1

1	施策の体系		
2	伊賀流自治の初	見点から 2 1	
3	SDGs の視点	から	
4	環境基本条例	・環境保全都市宣言2 2	
5	望ましい環境像	愛及び基本目標・基本施策・実践すべき環境行動2	
	基本目標1	地球環境24	
	基本目標2	資源循環27	
	基本目標3	豊かな自然30	
	基本目標4	生活環境33	
	基本目標5	文化環境36	
	基本目標6	環境教育39	
	地域別環境配慮	42	
第4:	章 計画の推進	4 5	
1	計画の推進体制	J	
2	計画の進行管理	9	

はじめに

伊賀市(以下「本市」)では、これまで「伊賀市環境基本計画」(2007(平成19)年度~2015(平成27)年度)(以下「前計画」)を策定し、本市の良好な環境維持に取り組んできました。

しかし、近年、新たに地球規模レベルで、地球温暖化による異常気象の発生、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの環境問題が顕在化してきました。さらに、これらの環境問題に対応するための人材を、継続的に養成していくことも重要な課題となっています。

本市においても、最近、地球温暖化により、平均気温の上昇、真夏日や猛暑日の増加、真冬日の減少などがみられるようになりました。地球温暖化は、私たちの生活様式や生態系への影響などが想定されており、このまま温室効果ガスの排出量を削減しなければ、本市でも、高温による熱中症の発症頻度の増加や、この地方のブランドである伊賀米などの農作物への影響が懸念されます。

また、本計画の策定を進めるなかで、2022(令和4)年2月24日、ロシアによるウクライナへの本格的な軍事侵攻開始のニュースが報じられました。以降、私たちは、テレビなどのマスメディアだけでなく、SNS 等を活用した現地の一般市民等による情報発信により、苛烈な人権侵害はもちろんのこと、大量のエネルギー消費や CO2排出、膨大な廃棄物の発生、自然環境の破壊など、戦争による環境破壊とはどういったものかを、日々、リアルタイムで目の当たりにしています。これにより、「人権」に加え、「地球環境保全」の観点からも、反戦・非核平和に取り組む重要性を改めて認識することとなりました。

これら新たな環境問題に対応することや、現状良好である大気、水環境、騒音・振動などの環境を維持していくために、本市では、今回「伊賀市環境基本計画」(2023(令和5)年度~2030(令和12)年度)(以下「本計画」)を新たに策定し取り組んでいくこととしました。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

戦後、日本は高度経済成長と呼ばれる急速な経済発展を遂げました。しかし、経済発展の代償として、 各地で大気汚染、水質汚濁などの公害問題が発生しました。

その公害問題に対応するため、1967(昭和42)年8月3日に「公害対策基本法」が制定・施行され、環境問題の改善が図られてきました。しかし、近年、私たちを取り巻く環境問題は大きく変化しており、それに対応すべく「環境基本法」が1993(平成5)年11月19日に公布・施行されました。

1990年代から2010年頃にかけての環境問題は、生活の利便性を高めるため、様々な化学物質を用いた製品製造等による公害問題や経済活動優先の大量生産・大量消費・大量廃棄にともなうごみの不法投棄問題が主なものでした。当時、この問題に対応するため、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」の改正等により、ダイオキシン類やフロン類が規制され、「資源循環基本法」等により、廃棄物のリサイクルが進められてきました。

しかし、2010 年代に入り、このような地域の環境問題だけでなく、化石燃料の使用等温室効果ガス 増加による地球温暖化に起因する気候変動問題や、レジ袋等マイクロプラスチックによる海洋汚染問題 等、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題が認識されるようになってきました。これらの新たな 環境問題に対応するため、国連等を中心に世界中の多くの国や地域が参加した温室効果ガス削減目標の 設定等、国際的な取り組みが行われています。

本市では、「伊賀市環境保全都市宣言」、「伊賀市環境基本条例」に基づき、「前計画」を策定し、その計画に沿った施策を推進するとともに、身近な河川の水質監視や環境保全に関する市民活動の推進により、良好な環境を保ってきているものの、温室効果ガスである CO₂ の排出量は、現状維持であり減少傾向はみられていません。

また、21世紀は、二度にわたる世界大戦を経験した 20世紀の反省のもとに「人権の尊重が平和の基礎である」という教訓を得たことから「人権の世紀」と呼ばれています。同時に、環境問題が地球上の全ての国や人々にとって共通の課題であり、国際的な連帯のもとに経済的・社会的な発展とも結びつけながら取り組む必要があることから、「環境の世紀」とも呼ばれています。

人権は誰もが幸せに人間らしく暮らしていくための大切な権利です。人類が共存できる環境を保全することはこの権利と密接にかかわっており、環境問題は、私たちの基本的人権と深くかかわる問題なのです。

本市は、俳聖松尾芭蕉生誕の地として知られていますが、現在、俳句のユネスコ無形文化遺産登録の 運動を進めています。そのなかで、身近な自然の観察や日々の生活を主題とすることにより、自然保護 の心や人々の相互理解を生み、ひいては世界の平和へとつながる俳句の優れた普遍性や恒久平和への理 念を掲げています。

実際に芭蕉は、伊賀から江戸に出た当初、神田上水の改修工事に現場監督のような立場で携わったといわれています。芭蕉は、自然の脅威や恩恵、様々な環境的課題を克服し経済的・社会的に発展する人々の知恵や努力を十分に理解した上で、自然環境や生活環境へのまなざしを独自の芸術に高めたといえる

のではないでしょうか。

本市は、趣のある伊賀上野城を中心とした市街地と、その周りには農村地帯と里山があり、都市と自然が調和する魅力的な街です。この魅力ある本市の自然や地域の環境及びかけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくことは、私たち市民の責務です。

「人権の世紀」「環境の世紀」という言葉を、虚しい掛け声に終わらせないためにも、今回新たに本計画を策定し、地球環境保全のため、地域の課題に取り組むことで、国際社会の一員としての責務を果たせるように努めます。

なお、本計画の取り組みにあたっては、「持続可能な開発目標(SDGs)」(以下「SDGs」)、「PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)」などの考え方を取り入れ実施することとします。

2 国際的な動向

国際的な動向として、2015(平成27)年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され「SDGs」が掲げられました。

これは、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標(ゴール)とこれに紐づけられた 169 のターゲットと 232 の指標により構成され、持続可能な開発の側面(環境・経済・社会)は一体不可分という考えを基本としています。



■Sustainable Development Goals (SDGs) 出典:国際連合広報センター

また、近年の急速な気温上昇に伴う気候変動を抑制するため、1997(平成9)年に採択された「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意として、2015(平成27)年に、パリで開催されたCOP21で「パリ協定」が採択されました。この協定では「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること、並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することとされました。

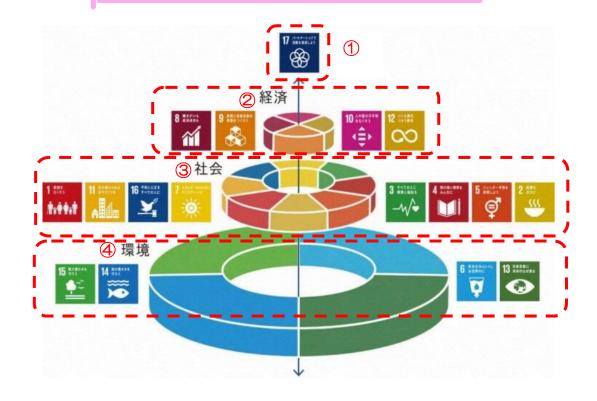
さらに、この協定では温室効果ガスの長期目標設定や、削減目標を 5 年ごとに提出・更新することなどが求められています。

このように、「誰一人取り残さない」という SDGs の基本理念のもと、発展途上国を含む世界各国の人々が 17 の国際目標 (ゴール) 達成のため取り組んでいます。

本市でも、持続可能な社会の実現には、市民、市民団体、地域、事業者、行政などが 17 の国際目標 (ゴール)に向けて参加し、取り組みを図っていくことが大切であり、本計画においても、このような SDGs の視点を取り入れ、市民、市民団体、地域、事業者、行政などが一体となり取り組むことで、本 市が持続可能な社会を実現できることをめざします。

次ページでは、SDGs の考え方をウエディングケーキに例えて示していますが、持続可能な開発・発展には「環境」「経済」「社会」のバランスをとることが欠かせません。

SDGs ウエディングケーキモデル



■SDGs ウエディングケーキモデル 出典:国際連合広報センター

このモデルは、スウェーデンの首都・ストックホルムにあるレジリエンス研究所の所長が考案した、 "SDGs の概念"を表す構造モデルです。

- ①SDGs のゴールの一つである「17:パートナーシップで目標を達成しよう」をケーキの頂点とし、 その下に3つの側面(階層)「②経済」、「③社会」、「④環境」により構成されています。この3つの 側面(階層)の並びにはそれぞれ意味があります。
- ②「経済」の発展は、生活や教育などの社会によって成り立ちます。
- ③「社会」は、人々が生活するために必要な自然の「環境」により支えられていることを意味しています。
- ④「環境」は、全ての目標達成のための土台であることを示しています。SDGs の各目標は幅広い分野にわたっていますが、環境に関するゴールは全ての基盤となっています。

3 国の動向

国は、2018(平成30)年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立 ③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現を示しました。

この施策を展開するため SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するというアプローチとともに、分野横断的な6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を示しました。

また、地球温暖化の抑制については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」などの施行により地球温暖化対策を実施しています。さらに、2030(令和 12)年に温室効果ガスの排出量を 2013(平成 25)年度比 46%削減、2050(令和 32)年度には、脱炭素社会を実現するため、カーボンニュートラル(実質排出ゼロ)に向けての取り組みも発表し、その推進のため、地域での再生可能エネルギー事業推進を中心にした地方創生事業も創設しています。



■「第5次環境基本計画」における「地域循環共生圏」出典:環境省「第五次環境基本計画の概要」

4 三重県の動向

三重県は、2012 (平成 24) 年に環境保全に関する「三重県環境基本計画」を策定しました。その後、SDGs 達成に向けたグローバルな合意がなされ、またパリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、2020 (令和 2) 年 3 月に改定を行いました。

この計画では、SDGsの考え方を取り入れ、目標年度を 2030 (令和 12) 年度とし、 I. 低炭素社会の構築、 II. 循環型社会の構築、 II. 自然共生社会の構築、 IV. 生活環境保全の確保を通して環境・経済・社会の統合的向上をめざすこととしています。 (スマート社会みえ)



■三重県環境基本計画の施策体系図 出典:三重県環境基本計画

5 これまでの本市の取り組み

本市では、「恵み豊かな環境を保全し、さらに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受し、それらを次世代に継承していく」ことなどを基本理念として、2004(平成 16)年11月に「伊賀市環境基本条例」を制定しました。2005(平成 17)年12月に、「環境保全都市宣言」を行い、2007(平成 19)年度には、「恵み豊かな環境の保全と安全と快適な生活を営むことができる環境を確保するとともに、環境に配慮したまちづくりの推進と幸福に暮らせる持続可能な社会の実現」をめざすことを目的とした前計画を策定し取り組んできました。

さらに、地球温暖化対策として、2021(令和3)年3月に「伊賀市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定し、本市が行う事務事業について、「伊賀市 EMS」活動を通じて、温室効果ガス削減にも取り組んでいます。



伊賀市環境センター



伊賀市役所公用車 (電気自動車)



伊賀市さくらリサイクルセンター 太陽光発電設備



伊賀市役所 電気自動車急速充電器

また、本市は、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村と3府県を跨ぐ「伊賀・山城南・東大和定住 自立圏」(略称「伊賀城和定住自立圏」)を形成し、相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に 暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域を形成するとともに、圏域への定住を促進する取り組みを進 めています。

各々の地域がその特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを進めていく「地域循環共生圏」の推進に当たっては、大阪湾に流入する淀川水系の最上流域である木津川流域の 近隣自治体と形成している「伊賀城和定住自立圏」による「流域圏 SDGs」の視点が不可欠です。

6 計画策定の目的と位置づけ

この計画は、前計画が 2015 (平成 27) 年度で終了したことや本市を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、「伊賀市環境基本条例」(2004 (平成 16) 年 11 月 1 日制定)に基づき、その基本理念を具体化する目的で策定します。また、本市の「環境保全都市宣言」の理念に基づき、豊かな自然環境に恵まれた安全で快適な生活ができる環境を、長期に亘り確保するとともに、循環型の環境に配慮したまちづくりの推進や持続可能な社会の実現をめざします。

市民、市民団体、地域、事業者、行政が、それぞれの日常生活や事業活動において、具体的に環境保全活動の取り組みを明らかにします。

また、国、三重県、その他関連計画などの上位計画や本市の関連計画と整合を図りながら、環境行政の基本的方向を示します。

特には、本市のまちづくり全体の指標となる「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」(2021(令和3)年6月策定)(以下「総合計画」)があり、本計画は、「総合計画」が示す将来像「『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」の実現を環境分野からめざします。

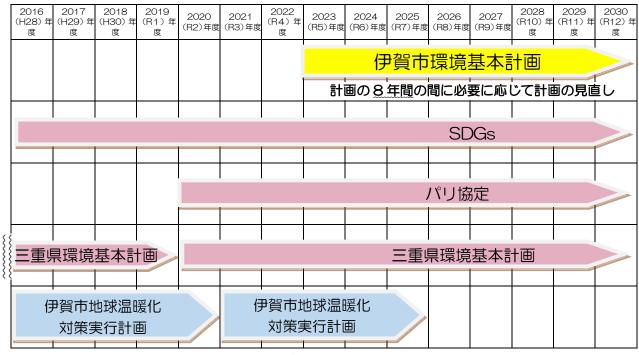
本計画において設定する「地球環境」「資源循環」「豊かな自然」「生活環境」「文化環境」の5つの環境分野の保全・推進及びその担い手を育成する「環境教育」の実施にあたっては、その方向性を示す本市の個別計画や関連計画が策定されています。このことから、本計画は、環境分野の総合的な計画となるものですが、これらの個別計画・関連計画と整合を図りながら、計画を推進します。



7 計画の期間

本計画は、SDGs、パリ協定目標年度及び三重県環境基本計画と整合を図るため、計画の期間は、2023 (令和5)年度から2030(令和12)年度までの8年間とします。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて見直します。



■各計画の期間

8 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、本市を含む広域的な環境問題・地球環境問題など、本市域だけで解決できないものについては、 近隣の市町村や国・県などと連携、協力を図り、広域的に対応します。

9 対象とする環境の範囲

この環境基本計画の対象とする環境の範囲は、「地球環境」、「資源循環」、「豊かな自然」、「生活環境」、「文化環境」まで多岐にわたります。それぞれについて、対応すべき環境問題を以下に示します。

区分	対象とする環境の範囲(対応すべき主な環境問題)
地球環境	地球温暖化・CO2等削減・気候変動等
資源循環	廃棄物・リサイクル等
豊かな自然	森林•農地•河川•動植物等
生活環境	大気・水・騒音・振動・悪臭・土壌等
文化環境	文化遺産の保全活用・多文化共生・平和尊重等

第2章 本市の概況と本市を取り巻く環境の現況

本市の概況と本市を取り巻く環境の現況は次のとおりです。

1 本市の概況

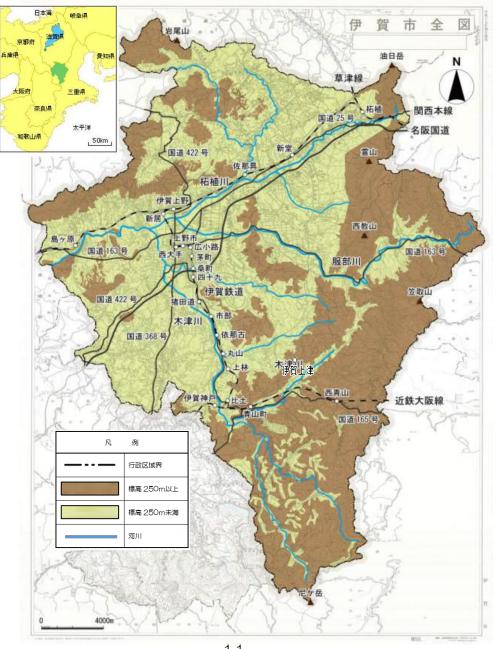
(1) 本市の位置

本市は面積 558.23 k m² で、京都府、奈良県、滋賀県と県境を接しています。

東側は鈴鹿山脈と布引山地に、西側は笠置山地に、南は室生火山群に、北側は信楽高原の山地 に囲まれた伊賀盆地に位置しています。

水系は、大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源域となっています。

また、かつて琵琶湖が本市域にあったことから「古琵琶湖層群」と呼ばれる地層が分布してい ます。



(2)人口

人口	87,789人	男性 43,091 人 女性 44,698 人	
世帯数	40,368 世帯		

出典:住民基本台帳(2022(令和4)年4月30日現在)

人口は緩やかに減少している一方で世帯数は緩やかに増加しています。 年齢層別の人口構成は、男女とも 70~74 歳が多く、最多の年齢層となっています。

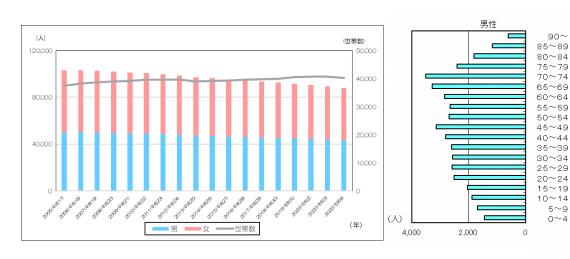
■人□/世帯数の推移

■年齡別男女別人□構成

女性

2.000

4.000



出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

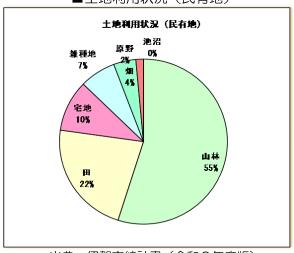
出典:住民基本台帳(2020(令和2)年)

また、本市の昼間人口においては、15歳以上の通学流動で隣接するほぼすべての地域に対して 流出超過となっていますが、他地域から通勤者が多く流入していることにより、全体として昼間 流入人口が流出人口を上回っています。

(3) 土地利用

市域の北西部に位置する上野盆地中央部に造られた近世の上野城下町をもとに中心市街地が形成されました。この周囲を取り巻くように農地があり、さらに、それらを山林が取り巻いています。 民有地 279.56km²の土地利用状況を示します。

■土地利用状況(民有地)



出典:伊賀市統計書(令和2年度版)

(4)上下水道

【上水道】

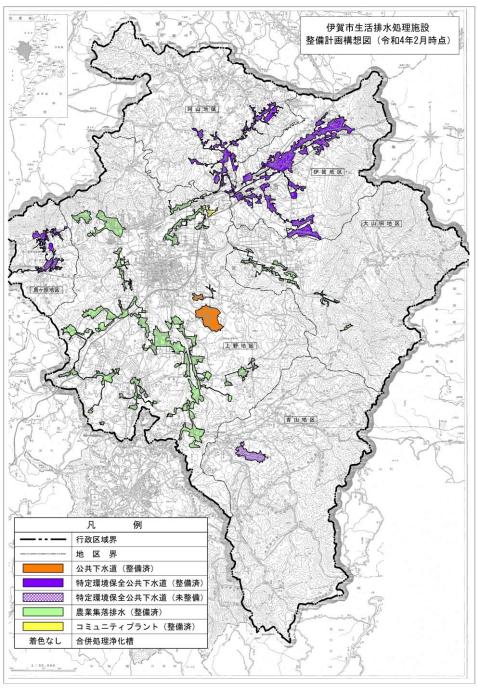
水道は日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであり、公衆衛生の向上 と生活環境の改善など重要な役割を担っています。

2021 (令和3)年度末の水道給水普及率は、99.6%です。

【下水道】

し尿や生活排水を処理する汚水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など重要な役割を担っています。

2021 (令和3) 年度末の汚水処理人口普及率は、83.4%です。



■伊賀市生活排水処理施設整備計画構想図

出典:伊賀市生活排水処理施設整備計画(令和4年2月策定)

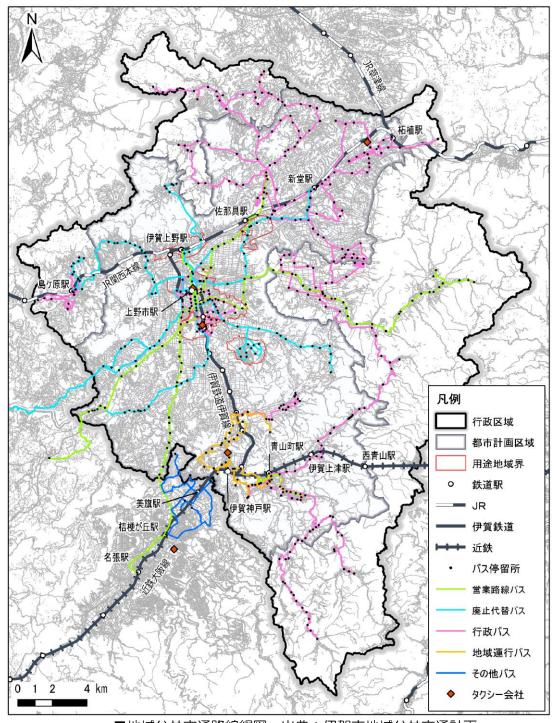
(5)交通

道路網は、国道 25号、国道 163号、国道 368号、国道 165号、国道 422号などの主要道路と、県道、市道、広域農道などで交通ネットワークが形成されています。

鉄道は、JR関西本線、JR草津線、近鉄大阪線、伊賀鉄道伊賀線があります。

バスは、営業路線バス・高速バス、行政バス、地域運行バスが運行しています。

(営業路線バスは利用者の減少により、営業区間の短縮、減便、廃止が行われています。) 以下に本市の地域公共交通路線網図を示しました。



■地域公共交通路線網図 出典:伊賀市地域公共交通計画

2 本市を取り巻く環境の状況

(1)豊かな自然

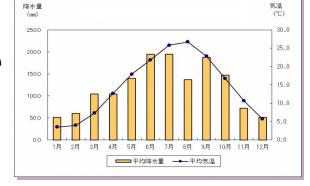
① 地形・地質・河川

本市の地形・地質の特徴は以下のとおりです。

- ・盆地内は沖積平野が狭く、台地・丘陵が広く分布しています。
- ・丘陵は基盤である花崗岩、片麻岩類を不整合に覆う古琵琶湖層群からできています。これは、現在の琵琶湖がかつて伊賀盆地にあった時代の堆積物です。
- ・盆地内には柘植川、服部川、久米川、比自岐川、木津川が流れています。 淀川の一次支川である木津川の水系で、すべて大阪湾に注がれています。
- 年間の降水量が少ないため、ため池が点在し農業用水として利用されています。

② 気候

本市の気候は、周辺部を除き概ね内陸気候です。 この気候の特徴は寒暖差が大きく、降水量が少ない とされ、降水量の年間平均は、約1,400mmとなっています。

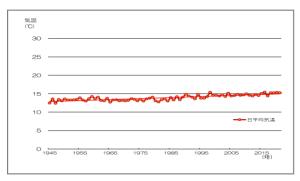


■本市の平均降水量と平均気温 (1991~2020年)(出典:気象庁HP)

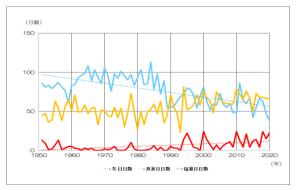
日平均気温は徐々に上昇しており、2010年代 後半からはほぼ毎年15℃を超えています。

- ・最低気温は、2012(平成24)年2月に観測した-8.2℃です。
- ・最高気温は、2018(平成30)年7月に観測した38.0℃です。
- 冬日の日数は減少しています。
- •一方、真夏日、猛暑日は増加傾向にあります。

このように、本市においても日平均気温が上昇傾向にあることから、本計画においても基本目標の一つとして温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。



■本市の日平均気温の変化(出典:気象庁 HP)



■冬日・真夏日・猛暑日の日数 (出典:気象庁 HP)

③ 植物 • 動物

- 本市の植生は、古くから人手が入り、ほとんどが人為的影響下にある代償生物植生です。
- ・市の北部の平野・丘陵部は、アカマツ林、山地部はアカガシなどのカシ林が占めています。
- 市の南部・東部は、スギ、ヒノキの人工林が多くを占めています。
- 伊賀盆地の湿地帯には、サギスゲ、ヤチスギラン、トキソウ、ミミカキグサ類、タヌキモ類の 湿地性希少生植物がみられます。
- 国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオが服部川上流や、河合川上流、木津川上流に棲息しています。

(2) 生活環境

① 大気

- ・大気質のモニタリングは三重県により実施され、概ね環境基準は達成されています。(モニタリング地点は、緑ケ丘中学校ほか ※詳細は参考資料に記載。)
- 測定項目ごとの環境基準達成は次のようになっています。(※詳細は参考資料に記載) 二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)については、概ね環境基準を達成 しています。

光化学オキシダントについては、環境基準未達成の状況です。(県内すべての測定地点で未達成) ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

② 水 • 底質

《河川水》

- 水質のモニタリングは三重県により実施され、概ね環境基準は達成されています。
 - ※モニタリング地点は、木津川水域(大野木橋、岩倉橋、島ヶ原大橋)、柘植川水域(山神橋)、 服部川水域(伊賀上野橋)、久米川水域(芝床橋)、比自岐川水域(枡川橋)の7地点。
- 7 地点のうち久米川(芝床橋)を除き、生物化学的酸素要求量(BOD)は、環境基準を達成しています。
- ダイオキシン類は、概ね環境基準を達成しています。

《地下水》

・地下水質のモニタリング(ダイオキシン類含む)は三重県により実施され、環境基準を達成しています。

《底質》

・底質のダイオキシン類のモニタリングは三重県により実施され、環境基準を達成しています。

③ 騒音·振動

《騒音》

環境騒音は、本市が測定しており、概ね環境基準を達成しています。

《振動》

• 道路交通振動の限度(要請基準)について、本市が測定しており、要請基準を達成しています。

4) 悪臭

- ・悪臭に関して環境基準は設定されていませんが、本市では定期的に調査を実施しており、調査 結果は基準値以内となっています。
- ・なお、悪臭に関する法律には「悪臭防止法」があります。この法律は、規制地域内の全ての事業場の事業活動に伴って発生する悪臭に適用される法律で、旧上野市の全域、旧伊賀町及び旧青山町の都市計画区域が規制対象地域になっています。

⑤ 土壌

• 三重県によりダイオキシン類の調査が実施されており、環境基準を達成しています。

(3) 資源循環

《ごみ》

- 本市のごみ処理量は、人口の減少とともに減少傾向にあります。
- ごみの不法投棄は年間約 10.4t あり、伊賀市さくらリサイクルセンターや伊賀南部クリーンセ

ンターなどに搬入されています。 【2019 (令和元) 年度】

・市民などに向けた"伊賀市ごみ分別アプリ"を導入し、ごみの分別区分や出し方などの配信サービスを行っています。



■さくらリサイクルセンター及び伊賀南部クリーンセンターで処理されたごみの量

《し尿》

・し尿の処理は、伊賀市浄化センター「さらら」で実施しています。 「さらら」では、し尿の汚濁物質を微生物の力で除去し、汚泥と処理水に分ける膜分離高負荷 脱窒素処理方式を採用し、環境への負荷低減を図っています。

3 環境意識

本市では、本計画の策定にあたり、広く市民等の環境に対する意向や意見、環境保全への取り組みなどについて聞き、計画に反映させるため「環境に関する市民等意識調査」を実施しました。

調査は、市民 1800人、事業所 200 社に対し実施しました。

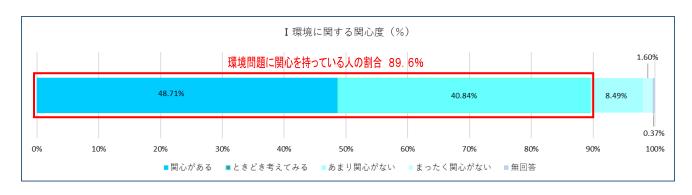
【2020(令和2)年11~12月】

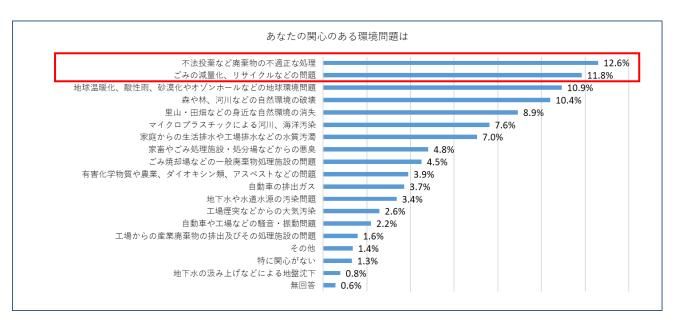
(1) 「環境に関する市民等意識調査」の結果概要と傾向

《市民》

市民等意識調査の結果、「関心がある」「ときどき考えてみる」を合せた市民の約9割が、環境問題について関心を持っています。

関心のある環境問題については、「不法投棄など廃棄物の適正な処理」が 12.6%、「ごみの減量化、 リサイクルなどの問題」が 11.8%となっており、ごみ・廃棄物に関することが最も関心の高い問題 であることがうかがえます。





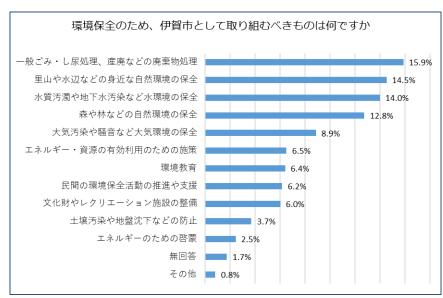
また、本市の現在の自然環境には概ね満足しているが、環境問題として地球温暖化やごみ問題、里山の荒廃を憂慮しており、市として今後も廃棄物問題、水環境保全、里山などの自然環境保全に取り組んでもらいたいと考えている傾向がありました。

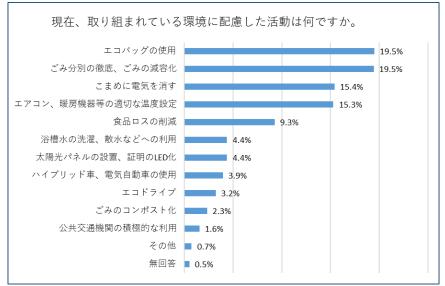
環境情報は、主にテレビ・ラジオ、新聞、市の広報、インターネットなどで入手しており、生活に及ぼす影響や環境保全対策について情報不足を感じている傾向があります。

本市のイメージとして、「福

社・医療施設、防災施設が充実 し安心して暮らせる街」、「山や 川などの自然に恵まれた静か な街」がふさわしいと考えてい る反面、「環境保護」と「暮ら しの便利さを求めて開発を進 めること」のどちらを優先する かについては、難しい問題と考 えている傾向が見られました。 また、環境保全活動に参加し たことがある市民が多く、家庭 などでは、ごみの分別、減容化、 エコバッグを使用した活動を 行っている様子がうかがえま

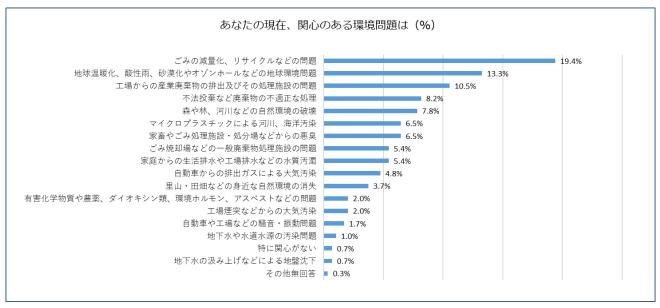
す。





《事業所》

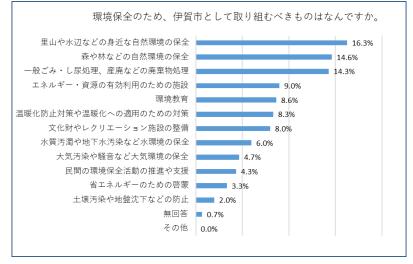
関心のある環境問題については、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」が 19.4%で最も高くなっており、次いで、地球温暖化などの地球環境問題が 13.3%、産業廃棄物の排出と処理施設の問題が 10.5%で、関心の高い問題であることがうかがえます。

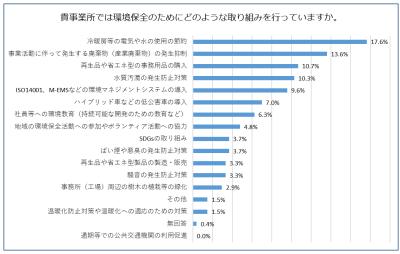


また、意識調査の結果から、本市と しては、今後も廃棄物問題、水環境保 全、里山などの自然環境保全に取り組 んでもらいたいと考えている傾向がみ られます。

事業所としては、環境保全活動として、冷暖房の電気削減、水の使用節約、 廃棄物発生抑制、水質汚濁防止等に努めており、環境に関する関心の高まり、 企業のイメージアップにもつながるため、環境保全活動に取り組んでいる様子が分かりました。

一方、環境保全活動に取り組むためには、「経費がかかること」、「時間がないこと」、「人手がいないこと」が障害になっていると感じていることがみえてきました。





第3章 望ましい環境像実現のために

1 施策の体系

本市では、「総合計画」において7つの分野別の施策・基本事業を設定し、まちづくりを進めています。 その分野の一つに「生活・環境分野」を位置づけています。また、基本理念として、「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成、持続可能な共生地域の形成、交流と連携による創造的な地域の形成、の3つを掲げています。

国際的な動向及び国、県の環境基本計画の考え方から、持続可能な社会構築のため、環境面の課題への取り組みが、同時に経済・社会面の課題の解決にも貢献する「同時解決」が求められており、「総合計画」の3つの基本理念がとても重要になっています。

2 伊賀流自治の視点から

本市は、「伊賀市自治基本条例」に基づき、住民主体のまちづくり活動の場である住民自治協議会により、各々の地域課題に応じてさまざまな活動を行う伊賀流自治を進めています。地域環境を良好に保ち持続可能な地域社会を築くためには、個人での取り組みだけでなく、地域住民の連携による継続的な活動が大切であり、本市が誕生して以降積み上げてきた伊賀流自治のしくみが重要な社会資源となります。

3 SDGsの視点から

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、SDGs の趣旨を理解し、行動することが大切です。特に、国は、各々の地域がその特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上を実現する「地域循環共生圏」と、そのための目標となる「ローカル SDGs」の概念を示しています。

本計画では、「望ましい環境像」の実現に向け、「基本目標」を策定し、SDGs の 17 のゴール(目標)と結び付け、各施策を実行することで地域環境を保全し、本市から地域や世界の環境保全に貢献していくことをめざします。

僕の住む伊賀市は、芭蕉さんのふるさと。 大切な環境を次世代へ引き継がないとね。



4 環境基本条例・環境保全都市宣言

本計画では、本市の『環境基本条例』や、「芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ」という『環境保全都市宣言』の理念を掲げています。

伊賀市環境基本条例 (抜粋)

前文

わたしたちのまち伊賀市は、恵まれた緑と自然環境と先人たちが築いてきた多くの歴史的・文化的環境を育み着実 に発展してきた。

しかしながら、近年においてわたしたちが求めてきた利便性や豊かさとともに社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型環境問題が深刻化し、更には地球温暖化による地球上生物の持続的な生存など地球的規模に係わる重大な問題となってきている状況にあり、経済社会システムや生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次世代に引き継いでいくことの責務を有している。

これらの認識のもと、わたしたちは、市、市民及び事業者並びに市民団体の協力によって人と自然、人と人とが健全で共生する快適な環境を確保するとともに、市民の総意として本市の良好な環境の保全と創造に向けて本条例を制定する。 (資料編に全文掲載)

環境保全都市宣言

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を与えています。

私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。

よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現をめざし、ここに「環境保全都市」を宣言します。

2005 (平成 17) 年 12 月 21 日

伊賀市

5 望ましい環境像及び基本目標・基本施策・実践すべき環境行動

国の環境基本計画には「私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共存する知恵や自然観を培ってきた。」とあります。そして、このような伝統も踏まえ、最新の科学技術も最大限に活用しながら、環境政策を通じ「持続可能な社会」を構築していく「未来志向の捉え方」が必要であるとしています。

芭蕉の俳諧の理念である「不易流行」とは、「変わらないものの中に新しい変化を取り入れていくこと」とされていますが、先人から引き継いだかけがえのない地域の特色豊かな環境を、現代の私たちの知恵と努力で未来に繋ぐため今こそ頑張る時だと考え、次ページのとおり「望ましい環境像」を設定しました。

また、「望ましい環境像」を実現し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、6つの基本目標を設定しました。なお、各基本目標を達成するための基本施策と実践すべき環境行動は該当ページに記載しています。

「望ましい環境像」と基本目標のイメージ図

☆伊賀市らしさを活かしたローカル SDG s がめざす「望ましい環境像」☆

~いまかんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!~ 「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

> 1 地 球 環 境

気候変動への対応等による地球環境の保全







→24ページ

源 環 2 資 循

持続可能な資源循環の推進







→27ページ

すべての目標達成のためには、

環境教育が重要な要素となります

かな自 3 然

豊かな自然と生物多様性の保全



基

本

目

標







→30ページ

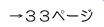
4 生 活 環 境

安心・安全に暮らせる生活環境の確保









化 5 文 環 境

歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保







→36ページ

環 境 教 育 6

環境教育・環境学習の推進









共通項目











1 地 球 環 境 … 気候変動への対応等による地球環境の保全













市民・市民団体・地域・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制等に 取り組むとともに、地球環境問題に関する情報提供や啓発を行います。

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動から排出される二酸化炭素やメタン等の温 室効果ガスの濃度の上昇によって起こり、海水面が上昇するだけでなく異常気象を引き起 こし、生態系や生活環境等に重大な影響を及ぼしています。

ノーベル物理学賞を受賞された、眞鍋淑郎博士は50年以上前に気候の予測モデルをつ くり、大気中の二酸化炭素濃度が2倍になると温度が2.3℃上がるとし、人類に警鐘を鳴 らされていました。

今日、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の増加により、地球の温度は上昇傾 向にあります。

2021 (令和3)年、政府は、パリ協定実現のため、2030 (令和12)年度に2013 (平成 25) 年度比で温室効果ガスを 46%削減すること、さらに 2020 (令和 2) 年 10 月の臨時国会で 2050(令和 32)年までに温室効果ガスの発生量を実質ゼロにする「カ ーボンニュートラル」に取り組み、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。

しかし、地球温暖化問題は、水質汚濁のように人間が直接見るものでないために、判り づらく取り組みにくい問題です。そのため、温暖化に関する情報を積極的に提供して市民 の関心を高めるとともに、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて市民・市民団体・地 域・事業者・行政の各主体が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、AI (人工知能)、IoT (Internet of Thing モノのインターネット) などの ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術)を活用することで 低炭素化・省エネルギーや資源生産性の向上を進め、経済発展と社会的課題解決を両立さ せることにより持続可能なまちづくりに取り組みます。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施します。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

本市の温室効果ガスの削減率

2021(令和3)年4月22日に政府は、閣僚が参加する地球温暖化対策推進本部で、 日本の 2030 年度における温室効果ガス削減目標を 2013 (平成 25) 年度比で 46%削 減することを宣言したことから、本市においても温室効果ガスの発生抑制に取り組んでい きます。また、市民、市民団体、地域、事業者においてもエネルギーの削減に取り組んで いきます。

	2013	2025	2030
年度	(平成 25)	(令和7)	(令和 12)
	現況	目標値	
温室効果ガス			
排出量合計	1,478	1,138	798
(千 t-CO ₂)			
達成率	_	23%削減	46%削減

^{※2013 (}平成 25) 年度の温室効果ガス排出量合計を基準とする。

基本施策(1)温室効果ガス削減

施策1 温室効果ガスの排出抑制

- 〇 国、県の計画に沿って、2030(令和 12)年度に、温室効果ガスを 2013(平成 25)年度比で 46%削減するという目標を達成できるよう、本市においても市民・市民団体・地域・事業者・行政が一体となり取り組みます。
- 市は、「伊賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」で策定した事務事業に取り 組みます。
- 地球環境問題や市の施策について、市のホームページや広報を通じ情報を共有し啓 発を行います。

施策2 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの普及を図るよう啓発を行います。
- 公共施設での再生可能エネルギー導入推進に努めます。

施策3 自家用車利用の抑制等の促進

- 自家用車の利用機会を減らし、公共交通機関の利用促進に係る啓発を行います。
- エコカー(電気自動車等)の利用や、エコドライブの推進に努めます。

施策4 情報通信技術等を活用した持続可能なまちづくりの推進

- O DX(Digital Transformation)、IT (Information Technology)、IOT など(以下「DX など」)を積極的に活用し、組織の業務等の効率化を図ります。
- 第一次産業のIT化を推進し、農作業の省力化・効率化に取り組みます。

基本施策(2)気候変動への適応

施策1 防災対策の維持

○ 豪雨災害等に備え、河川や山林の適正維持に努めます。

施策2 気候変動に係る啓発

○ 地球温暖化に伴う台風の大型化等、気候変動に係る最新情報の発信に努めます。

基本目標1地球環境

実践すべき環境行動

(市民•市民団体•地域•事業者)

市民•市民団体

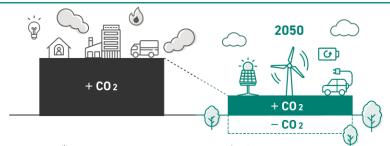
- ・生活スタイルを見直し、夏季等の熱中症予防等に配慮しつつ、省資源・省エネルギー に努める。
- 通勤、通学時は可能なかぎり公共交通機関や自転車を利用する。
- ・ リサイクル製品を可能な限り購入する。
- 電化製品購入の際には省エネルギー型の製品を検討する。
- 商品運搬等に伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため、地産地消に努める。
- •「ごみ分別アプリ」を導入する。
- 自家用車の利用を減らす。
- エコカーの利用に努める。

地域(住民自治協議会等)

- 緑化運動を推進する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。

事業者

- ・生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。
- ・ 生産設備を稼働する際には、効率的な運転に努める。
- ・ 自然環境の保全に配慮しつつ、太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。
- 国、県、市が行う環境施策に協力する。
- ・商品運搬などに伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため、地域で生産された 農作物等を積極的に販売・使用する。
- エネルギー消費量を可視化し、省エネルギー管理の徹底に努める。
- ・照明の LED 化を促進する。
- オンラインミーティングを積極的に活用し、移動等に伴うエネルギーの削減に努める。
- DX などを積極的に活用し、組織の業務等の効率化や製品ロスの削減を図る。



■カーボンニュートラルのイメージ(出典:環境省 HP)

2 資 源 循 環 … 持続可能な資源循環の推進















省資源・省エネルギーを推し進め、ごみの排出抑制、 適正処理を徹底し、住みよい環境を守ります。

本市のごみ処理は、現在、伊賀市さくらリサイクルセンター、伊賀市不燃物処理場、伊 賀市ストックヤード、伊賀南部環境衛生組合で行っています。しかし、その一方で、ごみ のポイ捨て、山林等への不法投棄等公共心や環境マナーに係る問題が多く発生しています。 また、「環境に関する市民等意識調査」で、廃棄物の問題は関心の高い環境問題となって います。大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活習慣を改め、資源やエネルギーの利 用の節約、効率化、再利用といった社会システムを構築していく必要があります。 このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

〇 ごみの総排出量

本市では、ごみの減量化、再使用の徹底、リサイクルの推進を啓発し、ごみの排出量 を削減していきます。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
	現況	目標値	
ごみ総排出量 (単位:t/年)	27,416	25,126	25,052

基本施策(1)ごみ減量化の推進

施策1 ごみの排出抑制

- 〇 「生ごみ処理容器」を保有していない方へ助成金制度を周知することで、購入・利用の促進を図り、ごみの減量化を図ります。
- ごみの減容化の方法やごみの発生の少ない商品に関する情報提供を行います。
- 食べ物を必要以上に作りすぎることの無いよう、啓発等により、家庭系、事業系の 食品ロスの削減に努めます。
- 同覧板などのペーパーレス化を促進します。

基本施策(2)リサイクルの推進

施策1 リサイクルの促進

- 4R(リフューズ(断る)・リデュース(減らす)・リユース(再使用)・リサイクル (再資源化))活動のさらなる推進を図ります。
- 現在使用している「ごみ収集分別表」や「ごみ分別アプリ」の記載内容を改訂し、 さらにわかりやすくすることでごみ分別、資源化の徹底を図ります。
- 市民や各団体が実施する資源回収活動を促進します。

施策2 リサイクル施設の整備

○ さくらリサイクルセンター資源化処理施設等の設備の充実を図ります。

基本施策(3)ごみの適正処理の推進

施策1 一般廃棄物の適正処理の推進

- ごみ処理に係る経費削減及び効率化を図るため、国が推進する「持続可能な適正処理の確保に向けた、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」を計画的に進めます。
- 一般廃棄物処理計画に基づく効率的な収集や適正処理を行います。
- の 焼却施設、さくらリサイクルセンター資源化処理施設等について、適正な維持管理を行います。
- 市外から持ち込まれる一般廃棄物は、適切な監視や指導を行います。

施策2 産業廃棄物の適正処理の推進

○ 産業廃棄物処理施設の新設や既存施設の稼働については、本市の良好な自然環境を 守るため、県や関連機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行います。

施策3 不法投棄の防止

○ ごみの不法投棄の監視に努めるとともに、不法投棄防止のための啓発を行います。

基本目標2 資源循環

実践すべき環境行動

(市民•市民団体•地域•事業者)

市民•市民団体

- •「生ごみ処理容器」を積極的に活用する。
- 生ごみを廃棄する場合、しっかりと「水きり」を行う。
- 再利用を行いごみの減量を行う。
- ごみを排出する際には分別を徹底する。
- リサイクル製品を購入する。
- •「ごみ分別アプリ」を積極的に利用する。
- ごみのポイ捨て等はしない。
- ・食べる以上に作りすぎない、作る以上に購入しないなど、食品ロスの削減を行う。
- ・マイボトルなどを使用し、プラスチック容器、ペットボトル容器の削減に努める。

地域(住民自治協議会等)

- ・ごみの分別・減量化を推進する。
- 廃棄物のリサイクルを促進する。
- ・生ごみの堆肥化を促進する。
- ・環境パトロールを実施する。
- ・スマートフォンなどの活用による情報共有のペーパーレス化を検討する。

事業者

- 廃棄物のリサイクルを促進するとともに、減容、減量に努める。
- 可能な限り天然資源から製造した原料から再生原料へ使用を変換する。
- リサイクル製品をできるだけ購入し使用する。
- 過去の販売数のデータ等を活用し、事業系食品ロスを削減する。

3 豊 か なり 然 … 豊かな自然と生物多様性の保全















郷土の恵まれた自然の保全や身近な樹木、 水辺の保全・創出、景観の保全に努めます。

本市域には、渓流、森林等の豊かな自然環境や農村地域の里山等の原風景が点在し、と りわけ、青山地域や大山田地域には国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが棲息 しています。森林は、多くの動植物の生息地であると同時に、水源を守ったり、温室効果 ガスの一つである二酸化炭素を吸収したり、土砂などの流出を防いだりといったSDGs の目標達成に貢献可能な多くの機能を持っています。このような森林の多面的機能が発揮 されるよう、間伐などによる森林整備を行います。

また、伊賀市、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村で構成する「伊賀城和定住自立 圏」は、大阪湾に流入する淀川水系の最上流域に位置する木津川が圏域内を流れ、圏域全 体が周囲を山々に囲まれた自然に恵まれた地域で、古くから和銅の道、大和街道、伊賀街 道が整備され、都と隣接する交通の要所として重要な役割を果たしてきた「水と歴史でつ ながる圏域」でもあります。

このような豊かな自然環境は、私たちにとっても、生命の基盤となる貴重な空間であり、 かつ多様な自然環境は、環境の健全さを示す指標でもあります。

このようなことを次世代に引き継ぐため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○「伊賀市まちづくりアンケート」関連項目回答の満足度

毎年、本市が実施している「伊賀市まちづくりアンケート」で、施策『環境保全』の 「豊かな自然環境が守られ次代へ引き継いでいる」という項目についての回答で、満足 度アップをめざします。

年度	2020 (令和2)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
	現況	目標値	
満足度(%)	65	68	70

基本施策(1)豊かな自然環境の保全

施策1 水辺の保全

○ 河川や道路の工事は、濁水を発生させないなど生態系に配慮し行います。

施策2 森林の保全

- 森林の多面的機能が発揮されるよう、間伐などによる森林整備を行います。
- O 市民、NPO やボランティア団体等と協働のもと、里山の保全や持続的整備を推進します。

施策3 農地の保全

- 「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」などの制度を活用し、遊休・荒廃農地の発生抑制、再利用を推進します。
- 地産地消を推進して市内産の農産物の消費量を拡大し、作付面積を増やすことで田 園環境や里山の維持、保全に務めます。
- 国の「みどりの戦略システム」や環境保全型農業直接支払交付金事業を活用するな どし、有機農業をはじめとする持続可能な農業を推進します。

施策4 「流域圏 SDGs」の取り組み

- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域構成市町村が連携して、木津 川流域の保全、整備、活用に取り組みます。
- 圏域内で連携し、河川環境保全への意識の高揚・定着を図る啓発事業を行います。
- 幼少期から圏域住民としての一体感を養うための交流を通して、エリアプライド(圏域の誇り・自尊心)の醸成に取り組みます。

基本施策(2)生物多様性

施策1 希少野生動植物種の保護

- O 大規模開発については、希少野生動植物種を保護するため、環境アセスメントの実施について、国・県と連携して指導します。
- 希少野生動植物種の保護・育成を行うための支援を行います。
- 希少野生動植物種がみられる河川・湿地帯の保全に努めます。
- 生物多様性を総合的・計画的に保全するため、基本的な方針を定める生物多様性地 域戦略の策定を検討します。

施策2 外来生物への対応

与定外来生物については、国や県と連携し、状況把握や情報発信を行います。

基本施策(3)公園の整備や緑化

施策1 公園の整備や緑化の推進

- 公園、緑地の適切な維持管理を行います。
- 公園の計画的な整備を行います。
- 市民農園の貸出し等、自然とのふれあいが図れる施設の紹介を行います。

施策2 緑化の推進

○ 事業所等の敷地内で自然を取り入れた緑化推進のための啓発を行います。

基本目標3 豊かな自然

実践すべき環境行動

(市民•市民団体•地域•事業者)

市民•市民団体

- 地域環境を大切にするとともに、外来種等を絶対に放流等しない。
- 貴重な野牛動植物を捕獲・採取しない。
- ・自然を守る活動に積極的に参加する。
- ・ 家庭菜園、植花、緑化を積極的に行い、身近な緑の確保に努める。
- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づく圏域連携事業による河川環境保全の取り 組みや啓発事業等に積極的に参加する。

地域(住民自治協議会等)

- ・クリーンウォーク等地域清掃、環境美化に努める。
- ・犬・猫のふんの放置等飼養のルールについての注意喚起を行う。
- ・ごみ集積場の管理を行い、使用ルールの周知に努める。
- 里山の保全・管理に努める。

事業者

- 開発を行う際には、法令や指導要綱を遵守する。
- 工場や事業所の緑化等に努める。
- 地域に点在する農業用ため池の管理に努める。
- ・大気汚染、悪臭発生の防止、騒音・振動の発生の防止に努める。

4 生 活 環 境 … 安心・安全に暮らせる生活環境の確保















大気汚染や水質汚濁等の防止、指導・監視の強化(伊賀市環境センターの機能充 実等) を図るとともに、有害化学物質の発生抑制、適正管理、情報の提供を行い、 市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。

大気汚染は主に自動車や事業所からの排出ガスが原因となっています。特に車社会の浸 透により、市内の国道、県道等の幹線道路では通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生し ています。

本市を流れる主要河川である木津川、柘植川、服部川、久米川、比自岐川等は、水質汚 濁指標であるBODは全体として基準を満たしているものの、生活排水の流入する一部河 川では未だに高い値を示しています。

また、様々な化学物質による環境汚染や生態系への影響が懸念され、早急な排出削減対 策や化学物質の管理強化を講じる必要があります。

さらに、水循環基本法の改正により、地下水の適正な保全及び利用に関する取り組みや 地下水に関する課題についての共通認識の醸成や実態把握など「地下水マネジメント」の 推進が必要となっています。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

〇 河川水の環境基準達成率

生活排水対策の推進として、国、県等と連携し、河川水質監視に努めます。

本市の環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原橋、柘植川の山神橋、服部 川の伊賀上野橋、久米川の芝床橋、及び比自岐川の枅川橋の7地点となっています。

2030 (令和 12) 年度までに、水中の有機物の指標である BOD を全ての測定地点 において達成されるよう水質改善に取り組みます。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)	
	現況	目標値		
調査地点	7	7	7	
達成地点	6	6	7	
達成率	85.7%	85.7%	100%	

基本施策(1)公害発生の防止

施策1 事業所等への指導・監視の強化

- 事業所等の大気汚染や悪臭防止のために県と連携し、生産工程の設備などによる固定発生源対策の推進に努めます。
- 自動車や事業所等の悪臭や騒音・振動に係る測定・調査の実施及び指導や助言、啓発を推進します。
- 〇 現在、本市では、悪臭の 22 物質について濃度規制を行っていますが、においを発生する物質はこの 22 物質以外にも存在していることから、今後は人間の嗅覚によって数値化した臭気指数で規制する方向で検討していきます。
- 水質監視・悪臭測定等、伊賀市環境センター機能を充実し、環境監視の強化に努めます。

施策2 有害化学物質の適正管理の推進

- 事業所に対し、有害化学物質の排出抑制に関する指導・助言を行います。
- 有害な化学物質についての適正使用や保管に関する情報提供を行います。

施策3 生活排水対策の推進

- 国、県、関連団体と連携した河川水質監視を実施します。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理に関する啓発を、生活排水対策重点地域を中心 に行います。

基本施策(2) 生活環境の保全

施策1 土地等(空き家等)の適正管理に関する指導

- 周辺の生活環境保全のため放置することが不適切である状態の空き家について、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を講じます。
- 空き地の雑草等除去に関する条例に基づき、住宅地の空き地等が適正に管理されるように努めます。
- 「伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に 基づき、市外から汚染された土壌が持ち込まれることがないように努めます。

施策2 生活環境保全に係る相談

○ 野焼きの煙等、生活環境の保全に係る相談や関連情報の発信を行います。

施策3 健全な水循環の維持

○ 適正な地下水採取の維持等により、水資源の保全に取り組みます。

基本目標4 生活環境

実践すべき環境行動

(市民•市民団体•地域•事業者)

市民•市民団体

- ・自動車の購入の際には、エコカーの選定に努める。
- 通勤、通学時はなるべく公共交通機関や自転車を利用する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、適正な維持管理に努める。

地域(住民自治協議会等)

- ・悪臭・水質・騒音等の監視に努める。
- ・野焼きのルール徹底の周知を行う。
- 除草活動を促進する。

事業者

- ・社有車の購入の際には、エコカーの選定やエコドライブに努める。
- ・自然環境に関する調査や情報提供に努める。
- ・有害化学物質や汚濁物質の排出抑制を図る。

5 文 化 環 境 … 歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保

















歴史的・文化的遺産の保全、活用等による文化環境の保全に取り組むととも に、多文化共生社会の実現及び非核・平和と人権文化の確立を進めます。

都市化の進展や開発により身近な自然が減少していますが、城下町として形成された市 街地は、大きな災害等の被害を受けずに残っており、2016(平成 28)年に全国33カ 所の「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化財に登録された「上野天神祭り のダンジリ行事」など、城下町の人びとの暮らしに溶け込んだ文化が今も大切に残されて います。一方、周辺地域は渓流、森林など豊かな自然の景色が点在しており、こうした城 下町をもとに形成された中心市街地と、自然と調和のとれた農山村の原風景のなかで、本 市の文化環境は育まれてきました。現代的な課題として郊外への都市機能の拡散が進んで いる状況ながら、2018(平成 30)年策定の「伊賀市立地適正化計画」の理念として、 中心市街地を広域的拠点とし、各地域拠点とを結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシテ ィ」を目指してまちづくりを進めています。

文化は、美術や音楽、文学等の創造や鑑賞にとどまらず、人が自然や社会との関係の中 で身につけていく価値観や、衣食住をはじめとする暮らしや立ち居振る舞いなど、人と人 との生活すべてに関わるものです。先人たちの築き上げた歴史的・文化的遺産と、何世代 にも亘って大切に守ってきた豊かな自然との調和を保ちながら、心豊かな社会と生活を次 世代に引き継ぎ、個性と魅力あるまちづくりを更に進めます。

また、本市は外国人住民が5千人を超え、人口の約6%を占めています。多様な価値観 や様々な視点を受入れ、より暮らしやすい地域社会を共に創造します。

さらに、人の営みによって環境に影響を与える深刻な問題として、戦争等による大規模 な環境破壊があります。戦争等は重大な人権侵害であるとともに、全世界が長年に亘り様々 な状況を乗り越えて進めてきた、地球環境保全の取り組みを大きく後退させる暴挙です。

一方、本市は「伊賀流忍術発祥の地」としての認知度が高く、世界各国から外国人観光 客が訪れる観光地としての側面があります。外国人観光客に本市の歴史や文化、そこに暮 らす人々を知ってもらうことは、小さくとも世界平和につながる一歩であると考えます。

こうした環境保全の視点を踏まえ、改めて、戦争等のない社会を築くための基礎となる 平和尊重の意識を持ち、日常生活の中で差別や格差を解消する「人権文化」の確立を進め、 環境破壊を許さないまちづくりに取り組みます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 「伊賀市まちづくりアンケート」関連項目の満足度

毎年、本市が実施している「伊賀市まちづくりアンケート」で、施策『歴史・文化 遺産』の「歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継いでいる」という項目についての 回答で、満足度アップをめざします。

年度	2020 (令和2)			
	現況	目標値		
満足度(%)	67.2	68.0	69.0	

基本施策(1)文化環境の維持

施策1 歴史的文化的施設の保全・管理と有効活用

- 周辺の自然環境や生活環境と調和した歴史的文化環境の適切な保存管理を行います。
- すべての文化芸術活動の充実を図るための環境整備を図ります。
- 歴史的・文化的遺産を地域資源として活用し、文化芸術環境づくりを進めます。
- 文化活動への参加等を促進し、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力等の社会包摂機能を活かし、市の社会的課題の解決に取り組みます。

施策2 郷土の歴史が育んできた文化環境の保全

- 松尾芭蕉等先人達の遺産である郷土の文化環境に触れる機会をつくります。
- 〇 郷土の豊かな自然環境を舞台にした伝統的行事などの保存と継承に努めます。

基本施策(2)多文化共生と地域環境づくり

施策1 多文化共生意識の醸成

○ 国籍や言語を超えた交流行事等により、多様な文化を受け入れる意識を醸成します。

施策2 外国人住民等の地域社会への参画推進

- 外国人住民等が様々な地域活動に参画し、環境保全に貢献できる機会をつくります。
- 災害や感染症拡大等緊急時を含む、生活環境を守る協働体制を確立します。

基本施策(3)環境保全の基礎となる平和尊重の推進

施策1 戦争等による環境破壊を許さない啓発事業

- パネル展等により、環境保護の基礎となる平和尊重の意識啓発を行います。
- 次代を担う若い世代が、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを学ぶ事業として、伊賀市 非核平和推進中学生広島派遣事業等を行います。
- O 様々な機会を通じた啓発により、平和な社会を脅かす差別や格差を許さない人権文 化の確立に努めます。

基本目標5 文化環境

実践すべき環境行動

(市民•市民団体•地域•事業者)

市民•市民団体

- ・歴史的文化的遺産や伝統行事等に触れ、郷土の文化や自然への理解を深めるとともに 文化環境の保全に努める。
- 歴史的文化的遺産を積極的に活用するとともに、自然や社会のなかで身につけるべき 価値観や生活習慣を学ぶ。
- 講演会やパネル展等に積極的に参加し、平和尊重や人権意識の向上に努める。
- ・国籍や言語を超えた交流行事等に参加し、多様な文化芸術に触れ、積極的に文化芸術 活動に取り組む。
- 外国人住民等は、地域社会の一員として地域活動に積極的に参画する。

地域(住民自治協議会等)

- 文化事業の実施により、地域住民が文化芸術に触れる機会を創出する。
- ・伝統行事や歴史遺産の保全・継承を行うとともに、後継者の育成を図る。
- 外国人住民等に災害時の避難情報など、必要な情報が届く仕組みづくりや地域活動に 参画できる体制づくりを進める。
- 講演会やパネル展、人権啓発地区別懇談会等を開催し、平和や人権の啓発を行う。

事業者

- 文化芸術活動への参画や支援を行い、文化振興に係る社会貢献活動や保全に努める。
- 歴史的文化的遺産を積極的に活用するとともに、文化環境の保全に努める。
- ・ 外国人労働者に情報格差などの不利益が生じないよう十分配慮する。
- あらゆる場面や機会を通じて平和尊重及び人権に係る啓発を行う。

6 環 境 教 育 … 環境教育・環境学習の推進















人と環境の関わりについての理解と認識を深めるための環境教育・環境学習 を推進し、環境に配慮した行動を取れるような人材の育成を図ります。

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼ しており、その因果関係は複雑多岐に渡っています。このような問題に対処するためには、 市民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政等多様な主体が参加し、環境負荷を減らし、 豊かな自然環境を保全・創造していくための、共通の仕組みを作っていくことが重要です。

さらに、先人たちの築き上げた歴史的・文化的遺産と、何世代にも亘って大切に守って きた豊かな自然との調和に基づいた文化環境について学ぶとともに、多文化共生による地 域環境づくりや環境保護の基礎となる平和尊重についての意識啓発に取り組みます。

また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動等におい て、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのために、お 互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、地域、家庭、学校、職場での環境 教育、環境学習を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自 然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このような活動をさらに広げていくために、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 出前講座・環境活動のさらなる充実を図るとともに、本市ホームページ(HP)で環 境啓発等の動画配信を行い市民の環境意識の向上につなげます。

年度	2021 (令和3)	2025 (令和7)	2030 (令和 12)
	現況	目標	票值
市の環境講座回数	Ο	2	4
講座受講者の満足度 (5 段階評価)	-	3.5	3.7
本市 HP に掲載した 啓発動画の平均視聴 件数	0	50	100
動画視聴者の満足度 (5 段階評価)	-	3.5	3.7

基本施策(1)環境教育・環境学習の充実

施策1 環境教育・環境学習の体制づくりの推進

- 各学校において、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた「環境教育に関する 全体計画」を作成し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などにおける環境に 関する教育の充実を図ります。
- 〇 「学校環境デー」として、毎年6月5日を基準日とし、各校で家庭・地域等と連携 した取り組みを推進します。
- 「ノハナショウブの保護活動」や「菜の花プロジェクト」など、地域や学校の実態・ 特性を生かした環境美化・環境保全活動に取り組みます。

施策2 小中学生向け環境教育及び大人向けの環境教育の推進

- 市民講座や学習会等で、伊賀市環境センター及び伊賀市浄化センター「さらら」の 職員による環境学習講座を開設します。
- 歴史的・文化的遺産を保存・継承し、、豊かな自然との調和に基づいた文化環境を守るため、本市の歴史や風土、自然環境などについて理解を深める講座を開催します。

施策3 体験型環境教育の推進

- 自然観察会や野外実習等を通じた体験型の環境教育を行います。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動を通した体験型の環境学習を行います。

施策4 人材の育成と活用

- 市職員が率先して環境知識や意識向上を図るため「伊賀市 EMS」の取り組みを通して自覚研修等を推進します。
- 環境活動に携わっている人や有識者に講師を依頼するなど、積極的に環境学習や研修等を行っていきます。
- 本市の HP を活用して、多文化共生による地域環境づくりや環境保護の基礎となる 平和尊重も含めた環境保全のための意識啓発に関する動画を発信していきます。
- 本市の環境政策を担う人材の育成を計画的に行っていきます。
- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、幼少期から圏域住民としての一体 感を養うための交流を通して、エリアプライド(圏域の誇り・自尊心)の醸成に取り 組みます。

基本施策(2)環境保全活動への参加の啓発

施策1 環境保全活動の体制づくりの推進

○ 市民・市民団体・地域・事業者等による自主的な活動の活性化を促進するため、助

言や支援を行います。

- 市民・市民団体・地域・事業者・行政等が協力して環境保全活動に取り組みやすい 体制づくりを推進します。
- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に 情報収集・整理し、環境セミナー等を通じて、市民・市民団体や地域及び事業者に 情報発信します。

施策2 環境保全活動に対する意識啓発

- 市民、市民団体、地域や事業者向けに出前講座を開催し、環境保全活動に関する情報を提供することで、環境保全活動への意識の向上を図ります。
- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域内で連携し、河川環境保全へ の意識の高揚・定着を図る啓発事業を行います。

基本目標6環境教育

実践すべき環境行動

(市民•市民団体•地域•事業者)

市民•市民団体

- 環境教育・環境学習に積極的に参加する。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動等に積極的に参加する。
- •「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づく圏域連携事業による河川環境保全の取り 組みや啓発事業等に積極的に参加する。

地域(住民自治協議会等)

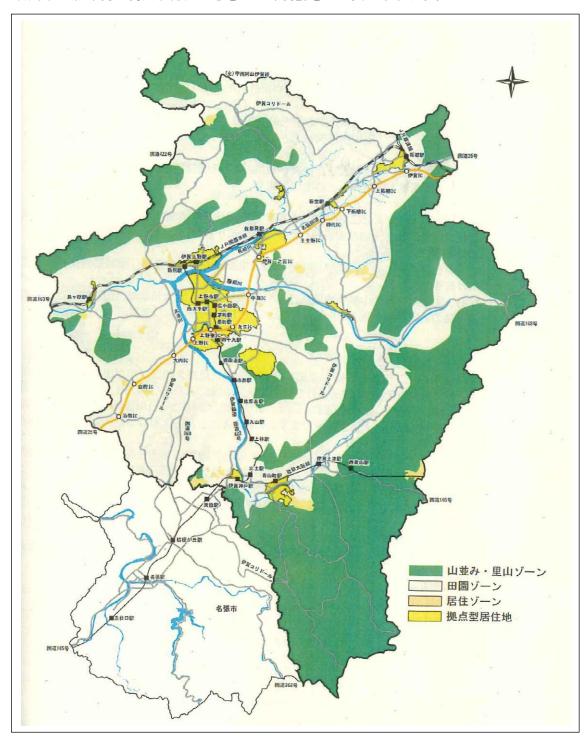
- 環境についての研修会を開催する。
- ・広報誌等で環境情報について啓発を行う。
- イベント等の機会を捉えて啓発活動を実施する。
- 環境マップを作成し、地域の自然環境や課題などを知る活動を行う。

事業者

- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集し、導入の検討を図る。
- 環境研修等を通じて要員の育成を図る。

地域別の環境配慮

本市は、城下町を中心とした市街地、市街地を取り巻く農住地や森林があり、その土地利用や自然環境の現況や特性を考慮した環境配慮も必要になります。



■伊賀市ゾーニング図

居住ゾーン

現在、市街地や開発が行われているゾーンを、これからも商業や産業の中心的な地域と して、市民の都市的で生活を支える市街地地域として位置づけます。

市街地地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例(景観条例)」を遵守し、 景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成等に配慮した計画に努めます。
- ③一定規模以上の建築物の新築や改築の際には、建築物省エネルギー法に従った構造とします。
- ④公園、緑地の充実や緑化推進に努めます。
- ⑤交通渋滞の緩和に努めます。
- ⑥看板などは良好な都市景観に配慮します。
- (7)合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧歴史的建造物、遺跡の保全に努めます。

田園ゾーン

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村エリア、その背景をなす中山間エリアを農住地域と位置づけます。

農住地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯等に分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。
- ③良好な河川水質を維持し、安全な飲料水の確保に努めます。
- ④休耕地を有効に活用します。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及や特定環境保全公共下水道及び農業集落排水エリアの水洗化率の向上に努めます。
- ⑧地球温暖化へ適応した品種を栽培します。

山並み・里山ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園やその周辺の森林エリアを森林地域と位置づけます。

森林地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の持続的整備に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復等の治山を行います。
- ③野生生物の生育、生息調査を行い、希少な野生生物の保護に努めます。
- ④市民、市民団体、地域、事業者等と協力し、森林の持続的整備に努めます。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦自然歩道の整備を行い、市民が自然と触れ合える場所を提供します。

第4章 計画の推進

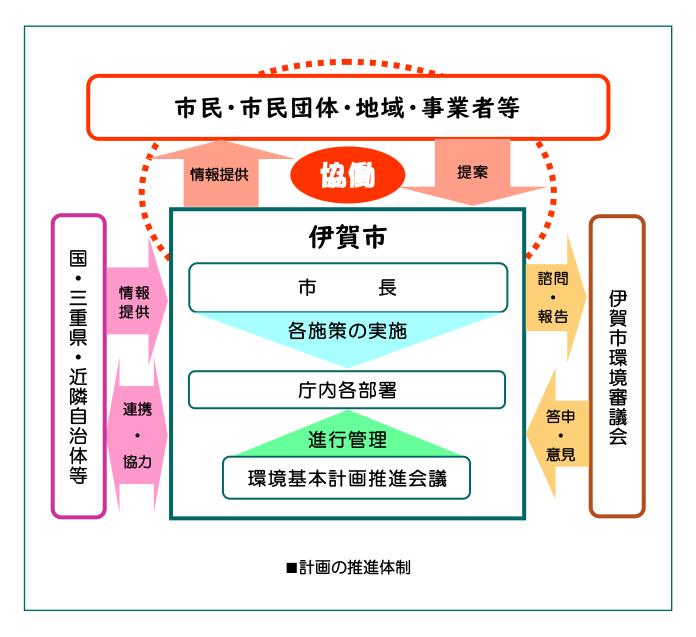
1 計画の推進体制

本計画は、市民、市民団体、地域、事業者、行政等の取り組みにより推進されます。

それぞれの主体が協働して本計画を推進するにあたり、各主体は連携を強化していかなければなりません。各施策は、それぞれの主体において取り組むなかで、国の補助制度等有利な財源を有効に活用するなど、適切に施策を推進していきます。

また、本計画は、「総合計画」など、市の他の計画と一体となって取り組む必要があることから、庁内に伊賀市環境基本計画推進会議を設置し、本計画を効果的に推進するとともに、各部署と協力・連携を図ります。

さらに、国・県・近隣自治体等からも十分に情報共有を図り、連携し協力していく必要があります。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル(Plan-Do-Check-Action)に基づき、計画策定-実行-評価-改善を行うことで、継続的な改善につなげていきます。計画の進行に関しては、毎年度当初目標を設定 し(PLAN)、取り組みを行い(DO)、年度末に取り組み成果を評価し(CHECK)、目標の見直し(修正) (ACTION)を行い、次年度の目標に反映させていきます。なお、計画の進行管理については、庁内に設置 する伊賀市環境基本計画推進会議において検討の上、伊賀市環境審議会において確認いただきます。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて、計画期間中に関わらず見直す場合があります。

「望ましい環境像」実現のための PDCA サイクル

☆伊賀市らしさを活かしたローカル SDG s がめざす「望ましい環境像」☆

~ l まかんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!~ 「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

「望ましい環境像」の達成

ACTION

関連する取り組みや目標の見直し

※年度末に目標の見直しを実施

PLAN

関連する取り組み目標の策定

- ※当初計画を立案
- ※見直した計画を反映

【進行管理】

伊賀市環境審議会

伊賀市環境基本計画推進会議





取り組み状況の成果の確認及び評価

※年度末に取り組み成果を評価

具体的な施策の実施

※目標への取り組みを実施

参考資料

- 1. 空き家数と空き家率の推移
- 2. 種別農家数
- 3. 製品出荷額等及び従業員数
- 4. 商店数及び従業員数
- 5. 大気質の測定・調査結果
- 6. 水質・底質の測定・調査結果
- 7. 騒音・振動の測定結果
- 8. 土壌の測定結果
- 9. 本市の温室効果ガスの発生状況(推計値)
- 10. 「環境に関する市民等意識調査結果」(2020年11月~12月実施)
- 11 用語集
- 12 伊賀市環境基本条例

1. 空き家数と空き家率の推移

本市における空き家数と空き家率の推移を以下に示します。

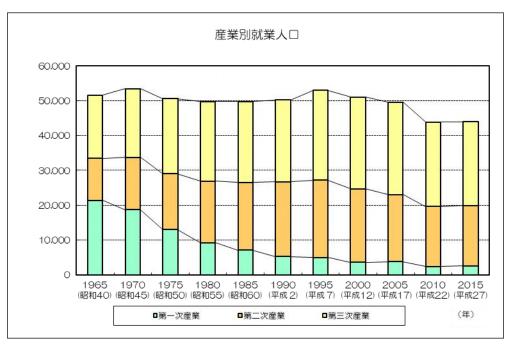


注:各年度3月末時点

出典:「伊賀市空き家対策の現状と展開」伊賀市

2. 種別農家数

本市における種別農家数を以下に示します。



注:常住地就業者。各年10月1日現在。記載した年以外のデータなし。 出典:「国勢調査報告書」総務省統計局、「三重県統計書」三重県

3. 製品出荷額等及び従業員数

本市における製品出荷額等及び従業員数(従業者4人以上の事業所)を以下に示します。



注: 各年 12月31日現在。R1~H29年は、6月1日現在従業者4人以上の事業所。

出典:「工業統計表」経済産業省、「三重の工業」三重県統計調査室、「経済センサス活動調査」総務省統計局

4. 卸・小売業商店数及び卸・小売業従業者数

本市における卸・小売業商店数及び卸・小売業従業者数を以下に示します。



注:1976(昭和51)年,1985(昭和60)年は5月1日現在、

1979(昭和54)年、1982(昭和57)年、1988(昭和63)年、1997(平成9)年、1999(平成11)年、2002(平成14)年、2004(平成16)2007(平成19)年は6月1日現在、1991(平成3)年、1994(平成6)年、2014(平成26)年は7月1日現在、飲食店を除く。

1991(平成3)年,1994(平成6)年2014(平成26)年は7月1日現在。飲食店を除く。2012(平成24)年は2月1日現在、2016(平成28)年は6月1日現在。飲食店を除く。

出典:「商業統計表」経済産業省、「三重の商業」三重県統計調査室、「経済センサス活動調査」総務省統計局

5. 大気質の測定・調査結果

本市における大気質の測定・調査結果を以下に示します。

二酸化硫黄測定結果

測定局	年度	1 時間値の最大値	年平均値	日平均値の2% 除外値	環境基準達成状況
			単位(ppm)		
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.047	0.007	0.015	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.078	0.008	0.021	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.078	0.010	0.025	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.073	0.008	0.021	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.047	0.005	0.012	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.083	0.004	0.008	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.057	0.002	0.004	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.046	0.002	0.004	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.010	0.002	0.003	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.009	0.001	0.003	0
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.008~0.010	0.001	0.002~0.003	0
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0,008	0,000~0,002	0.002~0.003	0
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.008~0.010	0.001	0.002~0.003	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.008	0.001	0.003	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.011	0.001	0.002	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.010	0.001	0.002	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.007	0.001	0.002	0

注)環境基準(長期的評価)達成状況:○達成、●:未達成

出典:環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

二酸化窒素測定結果

測定局	年度	1 時間値の最大値 年平均値		日平均値の年間 98%値	環境基準達成状況	
			単位(ppm)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.079	0.017	0.031	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.068	0.015	0.029	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.059	0.014	0.028	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.051	0.012	0.024	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.048	0.011	0.023	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.052	0.010	0.021	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.059	0.012	0.024	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.048	0.010	0.020	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.048	0.008	0.019	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.054	0.011	0.024	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.053~0.056	0.010	0.021~0.023	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.046~0.053	0.010	0.021~0.022	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.048~0.055	0.008	0.018	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.044	0.008	0.019	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.051	0.008	0.019	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.050	0.007	0.016	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.040	0.006	0.016	0	

注)環境基準(長期的評価)達成状況:○達成、●:未達成

出典:環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

光化学オキシダント測定結果

測定局	年度	昼間の1時間値の 最高値	昼間の1時間値 超えた日数	環境基準達成状況	
		単位(ppm)	В	時間	
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.130	90	507	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.116	68	291	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.080	19	44	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.102	24	79	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.092	36	136	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.130	73	493	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.140	105	613	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.106	49	265	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.136	89	500	•
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.133	98	533	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.111~0.114	76~84	435~501	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.111~0.115	80~89	428~467	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.099~0.104	59~65	348~383	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.124~0.139	76~86	444~475	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.101~0.112	68~71	384~392	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.115~0.122	69~70	345~382	•
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.096~0.098	58~59	311~321	•

注)環境基準(長期的評価)達成状況:○達成、●:未達成 昼間値とは5時から20時までの時間内の測定値をいいます。

出典:環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年度	1 時間値の最大値 年平均値		日平均値の2% 除外値	環境基準達成状況	
		Ĕ	単位 (mg/m3)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.164	0.026	0.060	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.135	0.021	0.059	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.414	0.026	0.064	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.208	0.024	0.060	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.105	0.022	0.048	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.589	0.019	0.044	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.152	0.020	0.054	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.215	0.020	0.044	•	
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.112	0.021	0.053	0	
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.098	0.023	0.054	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.079~0.086	0.017~0.021	0.042~0.049	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.080~0.164	0.016~0.022	0.041~0.050	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.085~0.094	0.015~0.017	0.031~0.035	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.075~0.235	0.014~0.017	0.030~0.036	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.064~0.101	0.014~0.017	0.033~0.040	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.070~0.089	0.013~0.015	0.035~0.040	0	
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校 注)環境基準(長期的評価	2020(令和2)	0,094~0.111	0.012~0.013	0.032~0.035	0	

注)環境基準(長期的評価)達成状況:○達成、●:未達成 ⁴ 出典:環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

<参考>二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質の環境基準

○大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄(SO ₂)	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m3以下であること。(H21.9.9告示)

○環境基準による	く気汚染の状況の評価
----------	------------

○境境基準による大気汚染の状況	元(7)25平1回	
ア. 短期的評価	(二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く)	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を 環境基準と比較して評価を行う。
37.3	二酸化窒素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目(たとえば、年間有効測定日が350日の場合には343(=350×0, 98、四捨五入)番目に当たる値(一日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
		1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値(例えば、年間の有効測定日が335日の場合には7(335×0.02、四捨五入)個の測定値)を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。
イ. 長期的評価	微小粒子状物質	長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。 短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるため に設定されることを踏まる、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。 測定局における測定結果 (1年間平均値及び98パーセンタイル値) を踏まえた環境基準 違成状況については、長期基準及び短期基準の違成若しくは非違成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。 ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

ダイオキシン類調査結果

测序拟表	測定地点 年度	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準		
別足地点			単位(pg-TEQ/m ³)						
伊賀市役所	2004(平成16)	0.055	0.092	0.029	0.065	0.035			
伊賀市島ヶ原支所	2004(平成16)	0.16	0.021	0.032	0.54	0.030			
伊賀市役所	2005(平成17)	0.063	0.034	0.044	0.1	0.074			
伊賀市役所	2006(平成18)	0.035	0.014	0.034	0.047	0.046			
伊賀市役所	2007(平成19)	0.028	0.019	0.022	0.044	0.027			
伊賀市役所	2009(平成21)	0.0210	0.0260	0.0140	0.0310	0.0130	年平均 0.6以下		
伊賀市役所	2011(平成23)	0.020	0.018	0.032	0.012	0.018	0.000(1		
伊賀市役所	2013(平成25)	0.015	0.0047	0.018	0.022	0.017			
伊賀市役所	2015(平成27)	0.045	-	0.016	-	0.073			
伊賀市役所	2017(平成29)	0.012	-	0.0070	-	0.016			
上野高校	2019(令和元)	0.014	-	0.012	_	0.016			

出典:ダイオキシン類に係る環境調査結果について(三重県)、環境白書(三重県)

有害大気汚染物質測定結果

		ベン1	ゼン	トリクロロ	エチレン	テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
測定局	年度	単位 (μg/m³)	環境基準 達成状況	単位 (μg/m³)	環境基準 達成状況	単位 (μg/m³)	環境基準	単位 (μg/m³)	環境基準 達成状況
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	1.3	0	0.93	0	0.27	0	4.9	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	1.4	0	0.55	0	0.22	0	1.7	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	1.3	0	0.56	0	0.19	0	1.5	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	1.0	0	1.00	0	0.16	0	1.4	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	1.1	0	0.360	0	0.15	0	1.5	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.90	0	0.14	0	0.15	0	1.6	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.97	0	0.20	0	0.20	0	1.2	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.79	0	0.16	0	0.17	0	1.1	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.79	0	0.12	0	0.092	0	-	-
伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.75	0	0.10	0	0.083	0	2.5	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.65	0	0.098	0	0.066	0	1.3	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.60	0	0.098	0	0.12	0	1.4	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.63	0	0.13	0	0.071	0	1.2	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.39	0	0.07	0	0.045	0	0.7	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.47	0	0.11	0	0.064	0	0.69	0
伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.55	0	0.081	0	0.063	0	0.75	0
環境基	準	3.0)	13	0	20	00	15	0

注:2013 (平成25) 年度のジクロロメタンはデータなし。

出典:環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

6. 水質・底質の測定・調査結果

本市における河川、地下水の水質及び底質の調査・測定結果を以下に示します。

生物化学的酸素要求量(BOD)(河川水)

水域名	地点名	類型	単位	環境	20 (平成1	03 5)年度	20 (平成1	04 6)年度	20 (平成1		20 (平成1		20 (平成1		200 (平成20		200 (平成2		20 (平成2		20 (平成2:	
7/19/-	באמי	双土		基準	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%值	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否
木津川	大野木橋	Α	mg/L	2	1.6	0	1.2	0	1.7	0	1.1	0	1.0	0	1.0	0	1.0	0	1.1	0	1.2	0
木津川	岩倉橋	Α	mg/L	2	1.8	0	1.9	0	2.5	0	1.5	0	1.5	0	1.1	0	1.3	0	1.3	0	1.5	0
木津川	島ヶ原大橋	Α	mg/L	2	1.9	0	1.5	0	2.5	0	1.5	0	2.1	×	1.2	0	1.6	0	1.6	0	1.7	0
柘植川	山神橋	Α	mg/L	2	2.0	0	1.8	0	1.2	0	0.9	0	1.0	0	1.3	0	1.4	0	1.6	0	1.6	0
服部川	伊賀上野橋	Α	mg/L	2	1.6	0	1.7	0	2.2	0	1.4	0	1.5	0	0.9	0	1.1	0	1.3	0	1.4	0
久米川	芝床橋	В	mg/L	3	3.3	×	2.8	0	2.5	0	2.5	0	2.4	0	3.7	×	4.0	×	4.4	×	4.5	×
比自岐川	枡川橋	Α	mg/L	2	1.5	0	1.5	0	1.0	0	0.9	0	0.8	0	1.0	0	0.8	0	1.1	0	1.4	0
nk tet 47	4b.E.O	#X.IIII	単位	環境	20 (平成2	12 4)年度	20 (平成2	13 5)年度	20 (平成2		20 (平成2		20 (平成2		20 (平成29		20 (平成30		20		20: (令和2	
水域名	地点名	類型	半四	基準	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否
木津川	大野木橋		·								10/0E		10/01			3						
	人野小筒	А	mg/L	2	1.0	0	1.0	0	1.2	0	1.0	0	1.0	0	1.2	0	0.7	0	0.8	0	0.8	0
木津川	大野不恒 岩倉橋	A A	mg/L mg/L	2	1.0 1.2	0	1.0 1.2	0	1.2 1.4	0		0		0		0	0.7 0.9	0	<u> </u>	0	0.8 1.3	0 0
木津川 木津川			 					0	·	0 0 0	1.0	0	1.0		1.2	0		0 0 0	0.8			
	岩倉橋	А	mg/L	2	1.2		1.2	0 0 0	1.4	0 0 0	1.0 1.2	0 0 0	1.0 0.9		1.2 1.5	0 0 0	0.9	0 0 0	0.8 1.2		1.3	0
木津川	岩倉橋 島ヶ原大橋	A A	mg/L mg/L	2	1.2 1.3	0	1.2	0	1.4	0 0 0 0	1.0 1.2 1.3	0	1.0 0.9 1.2	0	1.2 1.5 1.8	0	0.9 1.0	0	0.8 1.2 1.3	0	1.3 1.3	0
木津川 柘植川	岩倉橋 島ヶ原大橋 山神橋	A A A	mg/L mg/L mg/L	2 2	1.2 1.3 1.6	0	1.2 1.3 1.7	0	1.4 1.7 1.5	0 0	1.0 1.2 1.3 1.3	0 0	1.0 0.9 1.2 1.5	0	1.2 1.5 1.8 1.9	0	0.9 1.0 2.0	0 0	0.8 1.2 1.3	0	1.3 1.3 1.6	0

おける場合状況:〇選合、X:不適合 出典:環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレボート(三重県)

地下水水質測定結果

地点名		伊賀市川合	伊賀市下柘植	伊賀市出後	伊賀市島ヶ原	伊賀市上友生	伊賀市予野	伊賀市西明寺	環境基準
物質名	単位			採取年月日	: 2020 (令和2) 年	¥12月15日		•	環児埜年
カドミウム	mg/L	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	0.003以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.3	3.9	0.83	2.8	4.2	0.07	1.7	10以下
ふっ素	mg/L	0.10	≪0.08	≪0.08	<0.08	≪0.08	<0.08	≪0.08	7以8.0
ほう素	mg/L	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

出展:三重県HP「三重の環境」公共用水域および地下水の水質調査測定結果の概要

ダイオキシン類調査結果(年平均値)(河川水質)

河川名	地点名	単位	環境基準	20 (平成1	O3 5)年度	20 (平成1		20 (平成1		20 (平成1	06 8)年度	20 (平成1		20 (平成2		20 (平成2			110 2)年度	20 (平成2	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋			0.60	0	0.75	0	0.98	0	0.55	0	0.55	0	-	-	-	-	0.21	0	0.35	0
比自岐川	枡川橋	pg-TEQ/L	1以下	0.58	0	0.39	0	1.1	×	0.37	0	0.28	0	0.370	0	0.830	0	0.28	0	0.35	0
柘植川	山神橋			0.21	0	0.29	0	0.48	0	0.50	0	-	-	0.360	0	-	1	0.19	0	0.31	0
河川名	地点名	単位	環境基準	20 (平成2	12 4)年度	20 (平成2		20 (平成2		20 (平成2	15 7)年度	20 (平成2	16 8)年度	20 (平成2		20 (平成3	18 0)年度)19 元)年度	20 (令和2	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋			1.10	×	0.84	0	0.42	0	0.55	0	1.4	×	0.38	0	0.40	0	0.49	0	0.48	0
比自岐川	枡川橋	pg-TEQ/L	1以下	0.83	0	0.4	0	0.30	0	0.21	0	0.46	0	0.18	0	0.20	0	0.22	0	0.20	0
柘植川	山神橋			0.76	0	0.41	0	0.36	0	0.23	0	0.86	0	0.31	0	0.15	0	0.25	0	0.56	0

注:20191令和70年度は山神橋から土橋橋へ調査地点変更。2020 (令和2) 年度は東條橋へ調査地点変更。 出典:ダイオキシン類に係る環境調査結果について (三重県) 、環境白書 (三重県)

ダイオキシン類調査結果 (河川底質)

河川名	地点名	単位	環境基準	2C (平成1	O3 5)年度	20 (平成1		20 (平成1		20 (平成1	06 8)年度	20 (平成1		20 (平成2		20 (平成2		20 (平成2		20 (平成2	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋			1.4	0	1.6	0	0.52	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.83	0	5.5	0
比自岐川	枡川橋	pg-TEQ/g	150以下	1.3	0	7.5	0	4.1	0	4.0	0	1.9	0	0.46	0	8.5	0	6	0	22	0
柘植川	山神橋			2.4	0	0.70	0	0.31	0	-	-	-	1	-	-	1	-	0.7	0	0.52	0
河川名	地点名	単位	環境基準	2C (平成2	12 4)年度	20 (平成2		20 (平成2		20 (平成2	15 7)年度	20 (平成2		20 (平成2		20 (平成3		20(令和元		20 (令和2	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
													_				_		_		0
久米川	芝床橋			0.20	0	0.5	0	0.72	0	0.32	0	0.82	0	0.47	0	0.32	0	0.71	0	1.1	O
久米川 比自岐川	芝床橋 枡川橋	pg-TEQ/g	150以下	0.20 32	0 0	0.5 3.1	0 0	0.72 3.9	0 0	0.32	0 0	0.82 3.1	0 0	1.90	0 0	0.32	0 0	3.40	0	1.1 5.9	0

注:2019(令和元) 年度は山神橋から土橋橋へ調査地点変更。2020(令和2)年度は東條橋へ調査地点 出典:ダイオキシン類に係る環境調査結果について(三重県)、環境白書(三重県)

ダイオキシン類調査結果(地下水)

調査地点	単位	環境基準	2007 (平成19)年度	2013 (平成25)年度	2019 (令和元)年度
愛田地内			-	-	0.049
柘植町	pg-TEQ/L	1以下	-	0.025	-
伊賀市予野			0.072	-	=

注:-はデータなし。

出典:ダイオキシン類に係る環境調査結果について(三重県)、環境白書(三重県)

7. 騒音・振動の測定結果

本市における騒音・振動の測定結果を以下に示します。

騒音測定結果(2020(令和2)年度)

								等価騒音レ	ベル (dB)				
区分	環境基準	用途地域 (路線名)	測定地点			昼間				_	夜間		
	類型			測定値	環境基準	適否	要請限度	適否	測定値	環境基準	適否	要請限度	適否
	А	第一種中高層住居専用地域	津地方検察庁伊賀支部	48	55以下	0	-	0	38	45以下	0	-	0
一般環境	В	第一種住居地域	市街地西部地区市民セン ター	55	55以下	0	-	0	35	45以下	0	-	0
	С	近隣商業地域	三重県伊賀庁舎	44	60以下	0	-	0	39	50以下	0	-	0
道路交通	-	一般国道163号	伊賀市西明寺	66	70以下	0	75以下	0	60	65以下	0	70以下	0
担的交通	-	県道信楽上野線	伊賀市服部町	71	70以下	×	75以下	0	69	65以下	×	70以下	0

出典:三重県サステナビリティレポート(三重県)

自動車交通振動測定結果(2020(令和2)年度)

					振動レベ	IV (dB)		
用途地域	路線名	測定地点		昼間			夜間	
			測定値	要請限度	適否	測定値	要請限度	適否
準工業地域	国道163号及び422号線	小田西交差点南	39	70以下	0	30	65以下	0

出典:三重県サステナビリティレポート(三重県)

8. 土壌の測定結果

本市における土壌の調査結果を以下に示します。

ダイオキシン類調査結果(土壌)

調査地点	単位	環境基準	2004 (平成16)年度	2005 (平成17)年度	2013 (平成25)年度	2019 (令和元)年度
阿山運動公園第一運動公園グラウンド			-	-	-	0.16
柘植町			-	-	2.1	-
伊賀市予野			-	0.11	-	-
伊賀市蓮池	pg-TEQ/g	1000以下	0.41	-	-	-
伊賀市才良	pg-1LQ/g	100001	0.055	-	-	-
伊賀市中友田			0.012	-	-	-
伊賀市坂下			0.18	-	-	-
伊賀市高尾			0.78	-	-	-

注:-はデータなし。 出典:ダイオキシン類に係る環境調査結果について(三重県)、環境白書(三重県)

9. 本市の温室効果ガスの発生状況(推計値)

本市における温室効果ガスの発生状況(推計値)を以下に示します。

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
	(平成 25)	(平成 26)	(平成 27)	(平成 28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
温室効果ガス排 出量 (千 tCO ₂)	1,478	1,449	1,387	1,421	1,417	1,400	1,382

出典:環境省HP

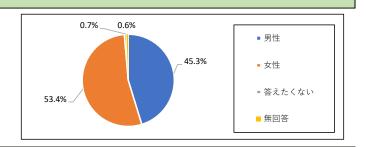
10. 「環境に関する市民等意識調査」結果(2020年11月~12月実施)

(1) 一般市民(配布数:1800人、回収数:813人)

問1 あなたの性別は?

男性が45.3%、女性が53.4%、無回答が0.6%でした。

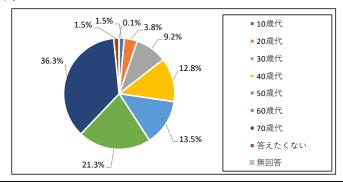
<u> </u>		
	人数(人)	割合(%)
男性	368	45.3%
女性	434	53.4%
答えたくない	6	0.7%
無回答	5	0.6%
合計	813	100.0%



問2 あなたの年齢は?

60歳代、70歳代以上が合わせて57.6%と半数以上を占めています。

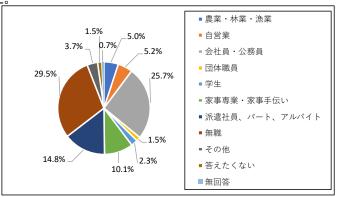
	人数(人)	割合(%)
10歳代	12	1.5%
20歳代	31	3.8%
30歳代	75	9.2%
40歳代	104	12.8%
50歳代	110	13.5%
60歳代	173	21.3%
70歳代	295	36.3%
答えたくない	12	1.5%
無回答	1	0.1%
合計	813	100.0%



問3 あなたの職業は?

無職が29.5%ともっとも多く、次いで会社員・公務員が25.7%でした。

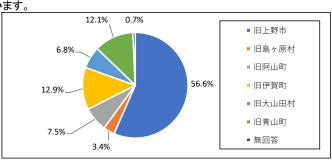
	人数(人)	割合(%)
農業・林業・漁業	41	5.0%
自営業	42	5.2%
会社員·公務員	209	25.7%
団体職員	12	1.5%
学生	19	2.3%
家事専業・家事手伝い	82	10.1%
派遣社員、パート、アルバイト	120	14.8%
無職	240	29.5%
その他	30	3.7%
答えたくない	12	1.5%
無回答	6	0.7%
合計	813	100.0%



問4 あなたのお住いの地区は?

旧上野市が56.6%と最も多く、次いで旧伊賀町の12.9%となっています。

	人数(人)	割合(%)
旧上野市	460	56.6%
旧島ヶ原村	28	3.4%
旧阿山町	61	7.5%
旧伊賀町	105	12.9%
旧大山田村	55	6.8%
旧青山町	98	12.1%
無回答	6	0.7%
合計	813	100.0%



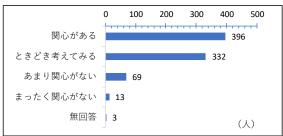
I 環境に対する関心度

問5 私たちが日常くらしているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境について、 関心はありますか。

「関心がある」、「ときどき考えてみる」を合わせると89.5%となり、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の10.1%を

大きく上回り、関心の高さを示しています。

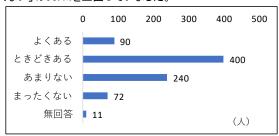
<u>、人とくエログ、因心の同じとかしているす。</u>		
	人数(人)	割合(%)
関心がある	396	48.7%
ときどき考えてみる	332	40.8%
あまり関心がない	69	8.5%
まったく関心がない	13	1.6%
無回答	3	0.4%
合計	813	100.0%



問6 家庭や職場などで環境の話題について話し合ったことはありますか。

「よくある」、「ときどきある」を合わせると60.3%となり、「あまりない」、「まったくない」の38.4%を上回っていました。

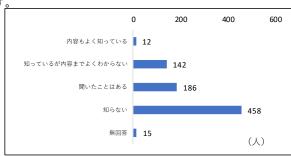
	人数(人)	割合(%)
よくある	90	11.1%
ときどきある	400	49.2%
あまりない	240	29.5%
まったくない	72	8.9%
無回答	11	1.4%
合計	813	100.0%



問7 あなたは伊賀市環境基本条例に基づき策定された「伊賀市環境基本計画」(2007年度~2015年度)を 知っていますか。

「知らない」が56.3%と半数を超えており、周知されていないことが伺えます。

	人数(人)	割合(%)
内容もよく知っている	12	1.5%
知っているが内容までよくわからない	142	17.5%
聞いたことはある	186	22.9%
知らない	458	56.3%
無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%

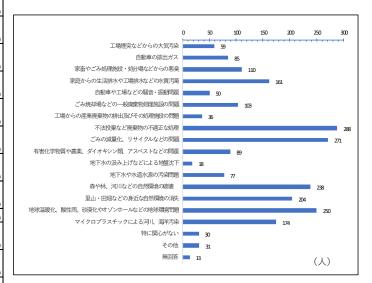


問8 あなたの現在、関心のある環境問題は。

「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」が12.6%と最も多く、口次いで「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」が11.8%、

「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」が10.9%となっています。

- 地外温吸化、酸性剂、砂灰化化剂。	人数(人)	割合(%)
工場煙突などからの大気汚染	59	2.6%
自動車の排出ガス	85	3.7%
家畜やごみ処理施設・処分場など		
からの悪臭	110	4.8%
家庭からの生活排水や工場排水な		
どの水質汚濁	161	7.0%
自動車や工場などの騒音・振動問		
題	50	2.2%
ごみ焼却場などの一般廃棄物処理		
施設の問題	103	4.5%
工場からの産業廃棄物の排出及び		
その処理施設の問題	36	1.6%
不法投棄など廃棄物の不適正な処		
理	288	12.6%
ごみの減量化、リサイクルなどの問		
題	271	11.8%
有害化学物質や農薬、ダイオキシ		
ン類、アスベストなどの問題	89	3.9%
地下水の汲み上げなどによる地盤		
沈下	18	0.8%
地下水や水道水源の汚染問題	77	3.4%
森や林、河川などの自然環境の破		
壊	238	10.4%
里山・田畑などの身近な自然環境		
の消失	204	8.9%
地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオ		
ゾンホールなどの地球環境問題	250	10.9%
マイクロプラスチックによる河川、海		
洋汚染	174	7.6%
特に関心がない	30	1.3%
その他	31	1.4%
無回答	13	0.6%
合計	2287	100.0%



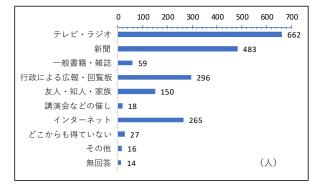
Ⅱ 環境の情報について

問9 環境に関する情報はどこで入手しますか。

「テレビ・ラジオ」及び「新聞」が最も多く、マスメディア主体となっており、

次いで「行政による広報・回覧板」となっています。

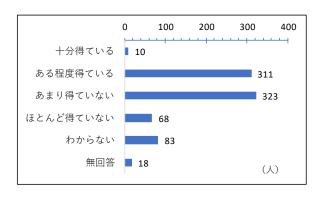
グいて「以下の公本本」回見版」となっているが。		
	人数(人)	割合(%)
テレビ・ラジオ	662	33.3%
新聞	483	24.3%
一般書籍•雑誌	59	3.0%
行政による広報・回覧板	296	14.9%
友人·知人·家族	150	7.5%
講演会などの催し	18	0.9%
インターネット	265	13.3%
どこからも得ていない	27	1.4%
その他	16	0.8%
無回答	14	0.7%
合計	1990	100.0%



問10 環境に関する情報入手は十分ですか。

「あまり得ていない」が39.7%と最も多く、次いで「ある程度得ている」が38.3%となっています。

	1 444 / 1 \	由 人 (*/)
	人数(人)	割合(%)
十分得ている	10	1.2%
ある程度得ている	311	38.3%
あまり得ていない	323	39.7%
ほとんど得ていない	68	8.4%
わからない	83	10.2%
無回答	18	2.2%
合計	813	100.0%

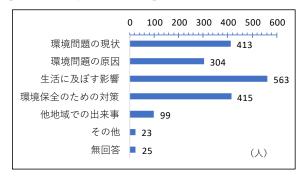


問11 環境に関して、不足している(知りたい)情報は何ですか。

「生活に及ぼす影響」が30.6%と最も多く、次いで「環境保全のための対策」が22.5%、「環境問題の現状」が

22.4%となっています。

	人数(人)	割合(%)
環境問題の現状	413	22.4%
環境問題の原因	304	16.5%
生活に及ぼす影響	563	30.6%
環境保全のための対策	415	22.5%
他地域での出来事	99	5.4%
その他	23	1.2%
無回答	25	1.4%
合計	1842	100.0%

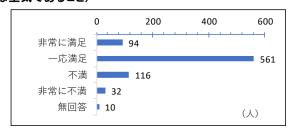


Ⅲ 環境の現状に対する評価

問12 私たちが日常暮らしているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、 また、伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、満足していますか。

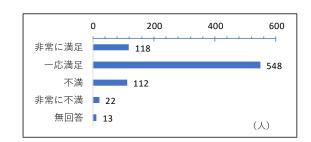
ア. 空気やにおいのさわやかさ(空気の汚れや悪臭がなくさわやかな空気であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	94	11.6%
一応満足	561	69.0%
不満	116	14.3%
非常に不満	32	3.9%
無回答	10	1.2%
合計	813	100.0%



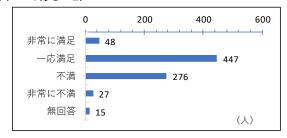
イ. 音の静かさ(車や工場の騒音や振動が気にならないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	118	14.5%
一応満足	548	67.4%
不満	112	13.8%
非常に不満	22	2.7%
無回答	13	1.6%
合計	813	100.0%



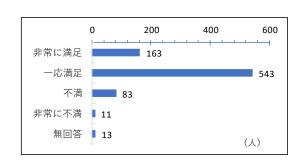
ウ. 川やため池の水のきれいさ(身近な川やため池の水や岸辺がきれいであること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	48	5.9%
一応満足	447	55.0%
不満	276	33.9%
非常に不満	27	3.3%
無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



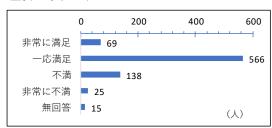
エ. 自然の緑の豊かさ(山や森の木々が豊富で多彩であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	163	20.0%
一応満足	543	66.8%
不満	83	10.2%
非常に不満	11	1.4%
無回答	13	1.6%
合計	813	100.0%



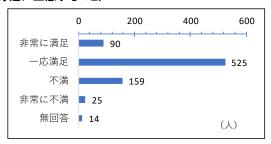
オ. 公園や広場などまちの緑の豊かさ(身近な公園や街路樹の木々が豊富であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	69	8.5%
一応満足	566	69.6%
不満	138	17.0%
非常に不満	25	3.1%
無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



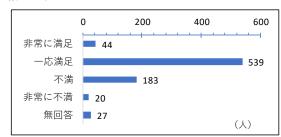
カ. 自然の生物とのふれあい(野鳥のさえずりやホタルなどの昆虫が身近に生息すること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	90	11.1%
一応満足	525	64.6%
不満	159	19.6%
非常に不満	25	3.1%
無回答	14	1.7%
合計	813	100.0%



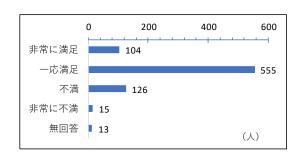
キ. 文化財への接しやすさ(史跡・建造物などの歴史的遺産が保存整備され活用できること)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	44	5.4%
一応満足	539	66.3%
不満	183	22.5%
非常に不満	20	2.5%
無回答	27	3.3%
合計	813	100.0%



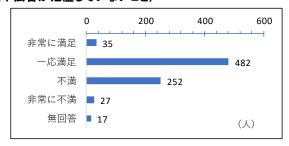
ク. 自然の景色の美しさ(山並みや水辺などの景観の美しさ)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	104	12.8%
一応満足	555	68.3%
不満	126	15.5%
非常に不満	15	1.8%
無回答	13	1.6%
合計	813	100.0%



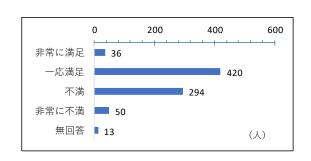
ケ. 街並みの景色の美しさ(建物や他の構造物が全体に調和し看板や広告が氾濫していないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に満足	35	4.3%
一応満足	482	59.3%
不満	252	31.0%
非常に不満	27	3.3%
無回答	17	2.1%
合計	813	100.0%



コ. まちの清潔さ(ごみが落ちていない、側溝などが汚くない)

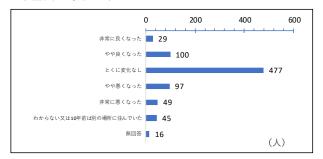
	人数(人)	割合(%)
非常に満足	36	4.4%
一応満足	420	51.7%
不満	294	36.2%
非常に不満	50	6.2%
無回答	13	1.6%
合計	813	100.0%



問13 私たちが日常くらしているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、 また伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、10年ぐらい前(一昔前)と比較して、 良くなっていると思いますか。

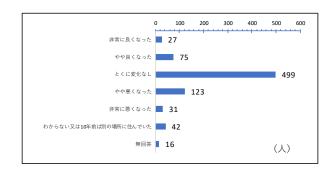
ア. 空気やにおいのさわやかさ(空気の汚れや悪臭がなくさわやかな空気であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	29	3.6%
やや良くなった	100	12.3%
とくに変化なし	477	58.7%
やや悪くなった	97	11.9%
非常に悪くなった	49	6.0%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	45	5.5%
無回答	16	2.0%
合計	813	100.0%



イ. 音の静かさ(車や工場の騒音や振動が気にならないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	27	3.3%
やや良くなった	75	9.2%
とくに変化なし	499	61.4%
やや悪くなった	123	15.1%
非常に悪くなった	31	3.8%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	42	5.2%
無回答	16	2.0%
合計	813	100.0%



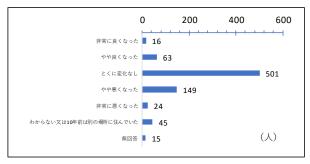
ウ. 川やため池の水のきれいさ(身近な川やため池の水や岸辺がきれいであること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	24	3.0%
やや良くなった	95	11.7%
とくに変化なし	424	52.2%
やや悪くなった	161	19.8%
非常に悪くなった	41	5.0%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	52	6.4%
無回答	16	2.0%
合計	813	100.0%



エ. 自然の緑の豊かさ(山や森の木々が豊富で多彩であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	16	2.0%
やや良くなった	63	7.7%
とくに変化なし	501	61.6%
やや悪くなった	149	18.3%
非常に悪くなった	24	3.0%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	45	5.5%
無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



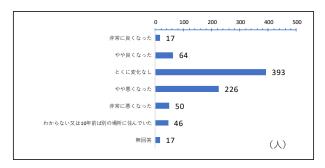
オ. 公園や広場などまちの緑の豊かさ(身近な公園や街路樹の木々が豊富であること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	22	2.7%
やや良くなった	96	11.8%
とくに変化なし	492	60.5%
やや悪くなった	118	14.5%
非常に悪くなった	16	2.0%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	50	6.2%
無回答	19	2.3%
合計	813	100.0%



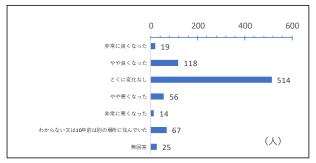
カ. 自然の生物とのふれあい(野鳥のさえずりやホタルなどの昆虫が身近に生息すること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	17	2.1%
やや良くなった	64	7.9%
とくに変化なし	393	48.3%
やや悪くなった	226	27.8%
非常に悪くなった	50	6.2%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	46	5.7%
無回答	17	2.1%
合計	813	100.0%



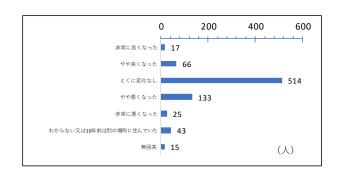
キ. 文化財への接しやすさ(史跡・建造物などの歴史的遺産が保存整備され活用できること)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	19	2.3%
やや良くなった	118	14.5%
とくに変化なし	514	63.2%
やや悪くなった	56	6.9%
非常に悪くなった	14	1.7%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	67	8.2%
無回答	25	3.1%
合計	813	100.0%



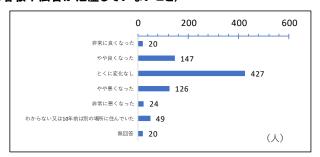
ク. 自然の景色の美しさ(山並みや水辺などの景観の美しさ)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	17	2.1%
やや良くなった	66	8.1%
とくに変化なし	514	63.2%
やや悪くなった	133	16.4%
非常に悪くなった	25	3.1%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	43	5.3%
無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



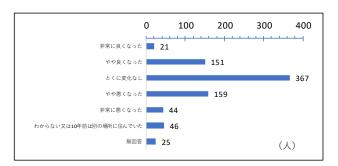
ケ. 街並みの景色の美しさ(建物や他の構造物が全体に調和し看板や広告が氾濫していないこと)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	20	2.5%
やや良くなった	147	18.1%
とくに変化なし	427	52.5%
やや悪くなった	126	15.5%
非常に悪くなった	24	3.0%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	49	6.0%
無回答	20	2.5%
合計	813	100.0%



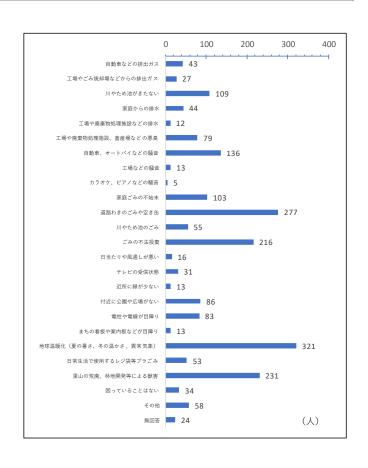
コ. まちの清潔さ(ごみが落ちていない、側溝などが汚くない)

	人数(人)	割合(%)
非常に良くなった	21	2.6%
やや良くなった	151	18.6%
とくに変化なし	367	45.1%
やや悪くなった	159	19.6%
非常に悪くなった	44	5.4%
わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	46	5.7%
無回答	25	3.1%
合計	813	100.0%



問14 私たちの身近なくらしの中で環境面で困っていること、気になることは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
自動車などの排出ガス	43	2.1%
工場やごみ焼却場などからの排出		
ガス	27	1.3%
川やため池がきたない	109	5.2%
家庭からの排水	44	2.1%
工場や廃棄物処理施設などの排水	12	0.6%
工場や廃棄物処理施設、畜産場な		
どの悪臭	79	3.8%
自動車、オートバイなどの騒音	136	6.5%
工場などの騒音	13	0.6%
カラオケ、ピアノなどの騒音	5	0.2%
家庭ごみの不始末	103	4.9%
道路わきのごみや空き缶	277	13.3%
川やため池のごみ	55	2.6%
ごみの不法投棄	216	10.4%
日当たりや風通しが悪い	16	0.8%
テレビの受信状態	31	1.5%
近所に緑が少ない	13	0.6%
付近に公園や広場がない	86	4.1%
電柱や電線が目障り	83	4.0%
まちの看板や案内板などが目障り	13	0.6%
地球温暖化(夏の暑さ、冬の温か		
さ、異常気象)	321	15.4%
日常生活で使用するレジ袋等プラご		
み	53	2.5%
里山の荒廃、林地開発等による獣		
害	231	11.1%
困っていることはない	34	1.6%
その他	58	2.8%
無回答	24	1.2%
合計	2082	100.0%



問15 地球温暖化について感じることは何ですか。また、気になることは何ですか。

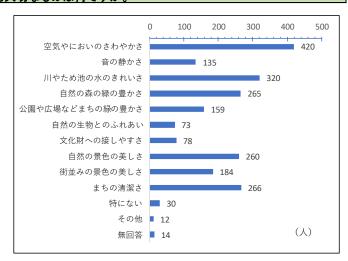
	人数(人)	割合(%)
気温上昇、猛暑日の増加	657	30.1%
降雪日の減少	114	5.2%
作物の発育や育成の変化	130	6.0%
台風の大型化、ゲリラ豪雨・洪水の		
発生	550	25.2%
作物、生物分布の変化	60	2.8%
四季の期間の変化	209	9.6%
害虫の異常発生	125	5.7%
感染症(デング熱など)の発生機会		
の増加	113	5.2%
農業への影響	164	7.5%
特に感じること、気になることはない	25	1.1%
その他	7	0.3%
無回答	26	1.2%
合計	2180	100.0%



Ⅳ 望ましい環境像

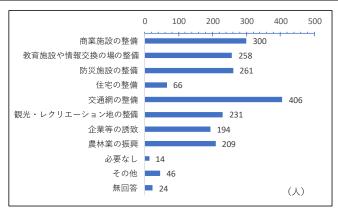
問16 私たちが日常くらしているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また、伊賀市の 自然とのふれあいのための施設などについて、最も大切なものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
空気やにおいのさわやかさ	420	19.0%
音の静かさ	135	6.1%
川やため池の水のきれいさ	320	14.4%
自然の森の緑の豊かさ	265	12.0%
公園や広場などまちの緑の豊かさ	159	7.2%
自然の生物とのふれあい	73	3.3%
文化財への接しやすさ	78	3.5%
自然の景色の美しさ	260	11.7%
街並みの景色の美しさ	184	8.3%
まちの清潔さ	266	12.0%
特にない	30	1.4%
その他	12	0.5%
無回答	14	0.6%
合計	2216	100.0%



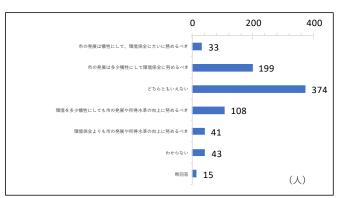
問17 地域の発展、活性化のため、伊賀市として最優先で取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
商業施設の整備	300	15.1%
教育施設や情報交換の場の整備	258	13.0%
防災施設の整備	261	13.1%
住宅の整備	66	3.3%
交通網の整備	406	20.5%
観光・レクリエーション地の整備	231	11.6%
企業等の誘致	194	9.8%
農林業の振興	209	10.5%
必要なし	14	0.7%
その他	46	2.3%
無回答	24	1.2%
合計	1985	100.0%



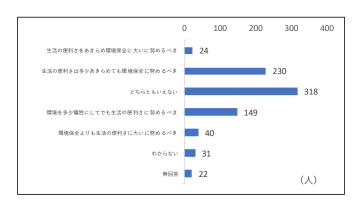
問18 環境を守ることと、伊賀市の発展のための開発や施設整備を進めることと、どちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
市の発展は犠牲にして、環境保全		
に大いに務めるべき	33	4.1%
市の発展は多少犠牲にして環境保		
全に努めるべき	199	24.5%
どちらともいえない	374	46.0%
環境を多少犠牲にしても市の発展 や所得水準の向上に努めるべき	108	13.3%
環境保全よりも市の発展や所得水		
準の向上に努めるべき	41	5.0%
わからない	43	5.3%
無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



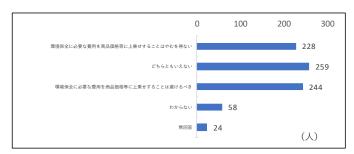
問19 環境を守ることと私たちのくらしの便利さを求めることとどちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
生活の便利さをあきらめ環境保全		
に大いに努めるべき	24	2.9%
生活の便利さは多少あきらめても		
環境保全に努めるべき	230	28.3%
どちらともいえない	318	39.1%
環境を多少犠牲にしてでも生活の		
便利さに努めるべき	149	18.3%
環境保全よりも生活の便利さに大		
いに努めるべき	40	4.9%
わからない	31	3.8%
無回答	22	2.7%
合計	814	100.0%



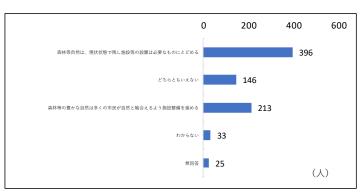
問20 環境保全のため、市中で販売されている商品やサービスの価格について、費用が上乗せされることに賛成ですか。

	人数(人)	割合(%)
環境保全に必要な費用を商品価格		
等に上乗せすることはやむを得ない	228	28.0%
どちらともいえない	259	31.9%
環境保全に必要な費用を商品価格		
等に上乗せすることは避けるべき	244	30.0%
わからない	58	7.1%
無回答	24	3.0%
合計	813	100.0%



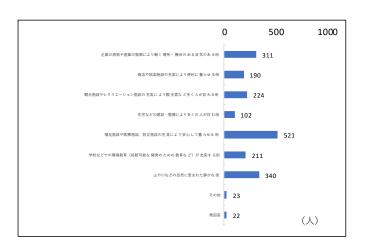
問21 自然との触れ合いのための施設の整備は必要だと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
森林等自然は、現状状態で残し施		
設等の設置は必要なものにとどめ		
	396	48.7%
どちらともいえない	146	18.0%
森林等の豊かな自然は多くの市民		
が自然と触合えるよう施設整備を進		
める	213	26.2%
わからない	33	4.1%
無回答	25	3.1%
合計	813	100.0%



問22 伊賀市全体のイメージとして、どのようなイメージがふさわしいと思いますか。

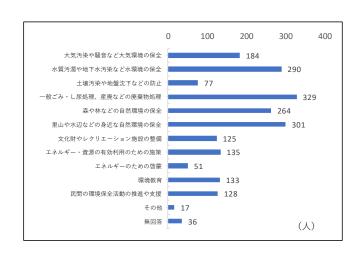
	人数(人)	割合(%)
企業の誘致や産業の振興により働く場 所・機会のある活気のある街	311	16.0%
商店や娯楽施設の充実により便利に暮ら せる街	190	9.8%
観光施設やレクリエーション施設の充実 により観光客など多く人が訪れる街	224	11.5%
住宅などの建設・整備により多くの人が 住む街	102	5.2%
福祉施設や医療施設、防災施設の充実 により安心して暮らせる街	521	26.8%
学校などでの環境教育(持続可能な開発 のための教育など)が充実する街	211	10.9%
山や川などの自然に恵まれた静かな街	340	17.5%
その他	23	1.2%
無回答	22	1.1%
合計	1944	100.0%



Ⅴ 環境保全に対する取り組み

問23 環境保全のため、伊賀市として取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
大気汚染や騒音など大気環境の保		
全	184	8.9%
水質汚濁や地下水汚染など水環境		
の保全	290	14.0%
土壌汚染や地盤沈下などの防止	77	3.7%
一般ごみ・し尿処理、産廃などの廃		
棄物処理	329	15.9%
森や林などの自然環境の保全	264	12.8%
里山や水辺などの身近な自然環境		
の保全	301	14.5%
文化財やレクリエーション施設の整		
備	125	6.0%
エネルギー・資源の有効利用のた		
めの施策	135	6.5%
エネルギーのための啓蒙	51	2.5%
環境教育	133	6.4%
民間の環境保全活動の推進や支		
援	128	6.2%
その他	17	0.8%
無回答	36	1.7%
合計	2070	100.0%



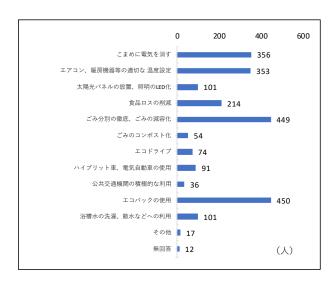
問24 地域の清掃活動や廃品回収、また、緑の植樹など環境保全に関する活動に参加したことはありますか。

	人数(人)	割合(%)
積極的に参加している	134	16.5%
参加したことがある	401	49.3%
機会があれば参加したい	61	7.5%
参加したことがない	198	24.4%
無回答	19	2.3%
合計	813	100.0%



問25 現在、あなたが取り組まれている環境に配慮した活動は何ですか。

	人数(人)	割合(%)
こまめに電気を消す	356	15.4%
エアコン、暖房機器等の適切な温	000	10.470
度設定	353	15.3%
太陽光パネルの設置、照明のLED	000	10.070
化	101	4.4%
食品ロスの削減	214	9.3%
ごみ分別の徹底、ごみの減容化	449	19.5%
ごみのコンポスト化	54	2.3%
エコドライブ	74	3.2%
ハイブリット車、電気自動車の使用	91	3.9%
公共交通機関の積極的な利用	36	1.6%
エコバックの使用	450	19.5%
浴槽水の洗濯、散水などへの利用	101	4.4%
その他	17	0.7%
無回答	12	0.5%
合計	2308	100.0%



問26 今後行いたい(参加したい)環境保全活動について。

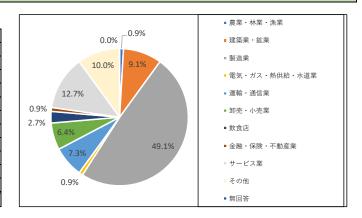
	人数(人)	割合(%)
ごみの減量化やリサイクルの推進等くら		
しの中での工夫や努力	538	36.9%
市民活動や行事に参加	227	15.6%
周囲の人への環境保全に対する啓蒙活		
動	130	8.9%
環境教育(持続可能な開発のための教育など)への参加	123	8.4%
市民センターなどで行っている市民向けの環境指導への参加	139	9.5%
自身は活動や参加は特にしないが環境 保全に必要な資金を負担してもかまわな		
()	77	5.3%
とくに活動に参加したいとは思わない		·
	190	13.0%
無回答	35	2.4%
合計	1459	100.0%



(2) 事業所(配布数:200事業所、回収数:事業所110事業所)

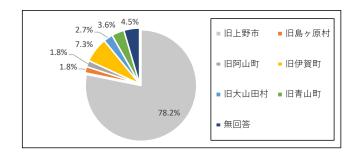
問1 貴事業所の業種は?

	人数(人)	割合(%)
農業・林業・漁業	1	0.9%
建築業·鉱業	10	9.1%
製造業	54	49.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.9%
運輸・通信業	8	7.3%
卸売・小売業	7	6.4%
飲食店	3	2.7%
金融•保険•不動産業	1	0.9%
サービス業	14	12.7%
その他	11	10.0%
無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



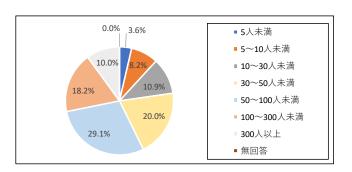
問2 貴事業所の所在地は?

	人数(人)	割合(%)
旧上野市	86	78.2%
旧島ヶ原村	2	1.8%
旧阿山町	2	1.8%
旧伊賀町	8	7.3%
旧大山田村	3	2.7%
旧青山町	4	3.6%
無回答	5	4.5%
合計	110	100.0%



問3 貴事業所の従業員数は?

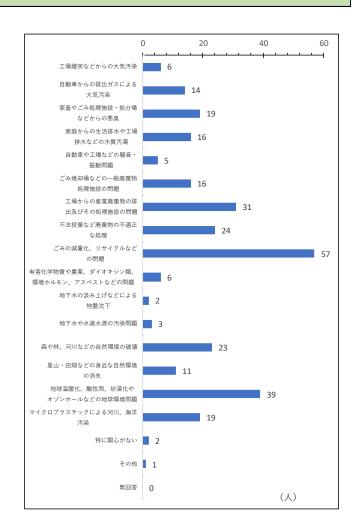
	人数(人)	割合(%)
5人未満	4	3.6%
5~10人未満	9	8.2%
10~30人未満	12	10.9%
30~50人未満	22	20.0%
50~100人未満	32	29.1%
100~300人未満	20	18.2%
300人以上	11	10.0%
無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



I 環境に対する関心度

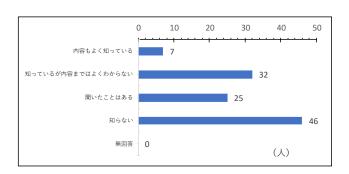
問4 あなたの現在、関心のある環境問題は?

	人数(人)	割合(%)
工場煙突などからの大気汚染	6	2.0%
自動車からの排出ガスによる		
大気汚染	14	4.8%
家畜やごみ処理施設・処分場		
などからの悪臭	19	6.5%
家庭からの生活排水や工場		
排水などの水質汚濁	16	5.4%
自動車や工場などの騒音・		
振動問題	5	1.7%
ごみ焼却場などの一般廃棄物		
処理施設の問題	16	5.4%
工場からの産業廃棄物の排		
出及びその処理施設の問題	31	10.5%
不法投棄など廃棄物の不適正		
な処理	24	8.2%
ごみの減量化、リサイクルなど		
の問題	57	19.4%
有害化学物質や農薬、ダイオキシン		
類、環境ホルモン、アスベストなどの		
問題	6	2.0%
地下水の汲み上げなどによる		
地盤沈下	2	0.7%
地下水や水道水源の汚染問題	3	1.0%
森や林、河川などの自然環境の破壊	23	7.8%
里山・田畑などの身近な自然環境		
の消失	11	3.7%
地球温暖化、酸性雨、砂漠化や		
オゾンホールなどの地球環境問題	39	13.3%
マイクロプラスチックによる河川、海洋		
汚染	19	6.5%
特に関心がない	2	0.7%
その他	1	0.3%
無回答	0	0.0%
合計	294	100.0%



問5 伊賀市環境基本条例に基づき策定された「伊賀市環境基本計画」(2007年度~2015年度)を知っていますか。

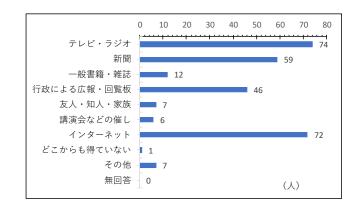
	人数(人)	割合(%)
内容もよく知っている	7	6.4%
知っているが内容まではよくわからな		
い	32	29.1%
聞いたことはある	25	22.7%
知らない	46	41.8%
無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



Ⅱ 環境の情報について

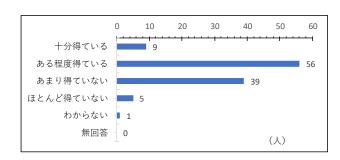
問6 環境に関する情報はどこで入手しますか。

	人数(人)	割合(%)
テレビ・ラジオ	74	26.1%
新聞	59	20.8%
一般書籍•雑誌	12	4.2%
行政による広報・回覧板	46	16.2%
友人·知人·家族	7	2.5%
講演会などの催し	6	2.1%
インターネット	72	25.4%
どこからも得ていない	1	0.4%
その他	7	2.5%
無回答	0	0.0%
合計	284	100.0%



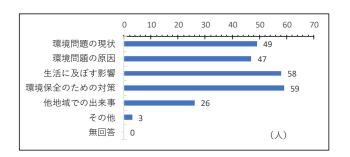
問7 環境に関する情報入手は十分ですか。

	人数(人)	割合(%)
十分得ている	9	8.2%
ある程度得ている	56	50.9%
あまり得ていない	39	35.5%
ほとんど得ていない	5	4.5%
わからない	1	0.9%
無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



問8 環境に関して、不足している(知りたい)情報は何ですか。

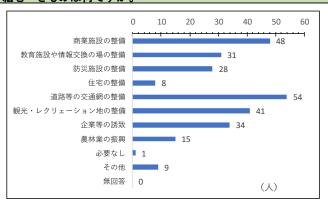
	人数(人)	割合(%)
環境問題の現状	49	20.2%
環境問題の原因	47	19.4%
生活に及ぼす影響	58	24.0%
環境保全のための対策	59	24.4%
他地域での出来事	26	10.7%
その他	3	1.2%
無回答	0	0.0%
合計	242	100.0%



Ⅲ 望ましい環境像

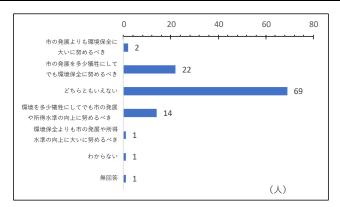
問9 地域の発展、活性化のため、伊賀市として最優先で取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
商業施設の整備	48	17.8%
教育施設や情報交換の場の整備	31	11.5%
防災施設の整備	28	10.4%
住宅の整備	8	3.0%
道路等の交通網の整備	54	20.1%
観光・レクリェーション地の整備	41	15.2%
企業等の誘致	34	12.6%
農林業の振興	15	5.6%
必要なし	1	0.4%
その他	9	3.3%
無回答	0	0.0%
合計	269	100.0%



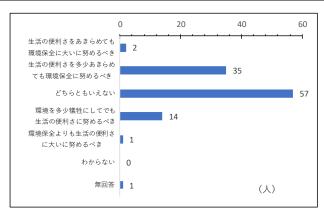
問10 環境を守ることと伊賀市の発展のための開発や施設整備を進めることとどちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
市の発展よりも環境保全に		
大いに努めるべき	2	1.8%
市の発展を多少犠牲にして		
でも環境保全に努めるべき	22	20.0%
どちらともいえない	69	62.7%
環境を多少犠牲にしてでも市の発展		
や所得水準の向上に努めるべき	14	12.7%
環境保全よりも市の発展や所得		
水準の向上に大いに努めるべき	1	0.9%
わからない	1	0.9%
無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



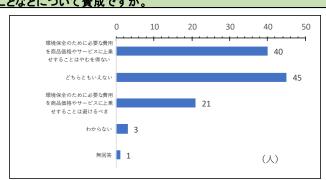
問11 環境を守ることと私たちのくらしの便利さを求めることとどちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
生活の便利さをあきらめても		
環境保全に大いに努めるべき	2	1.8%
生活の便利さを多少あきらめ		
ても環境保全に努めるべき	35	31.8%
どちらともいえない	57	51.8%
環境を多少犠牲にしてでも		
生活の便利さに努めるべき	14	12.7%
環境保全よりも生活の便利さ		
に大いに努めるべき	1	0.9%
わからない	0	0.0%
無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



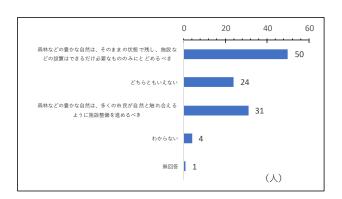
問12 環境を守るために、私たちに費用の一部を負担することなどについて賛成ですか。

	人数(人)	割合(%)
環境保全のために必要な費用		
を商品価格やサービスに上乗		
せすることはやむを得ない	40	36.4%
どちらともいえない	45	40.9%
環境保全のために必要な費用		
を商品価格やサービスに上乗		
せすることは避けるべき	21	19.1%
わからない	3	2.7%
無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



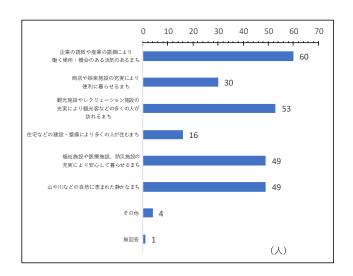
問13 自然との触れ合いのための施設の整備は必要だと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
森林などの豊かな自然は、そのまま		
の状態で残し、施設などの設置はで		
きるだけ必要なもののみにとどめるべ		
き	50	45.5%
どちらともいえない	24	21.8%
森林などの豊かな自然は、多くの市		
民が自然と触れ合えるように施設整		
備を進めるべき	31	28.2%
わからない	4	3.6%
無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



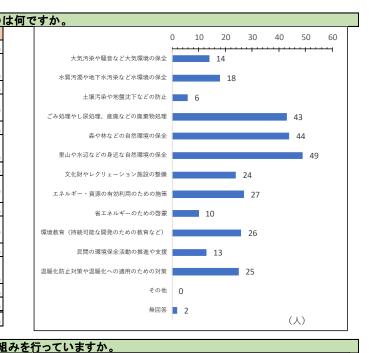
間14 伊賀市全体のイメージとして、どのような市のイメージがふさわしいと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
企業の誘致や産業の振興により		
働く場所・機会のある活気のあるまち	60	22.9%
商店や娯楽施設の充実により		
便利に暮らせるまち	30	11.5%
観光施設やレクリェーション施設の		
充実により観光客などの多くの人が		
訪れるまち	53	20.2%
住宅などの建設・整備により多くの人		
が住むまち	16	6.1%
福祉施設や医療施設、防災施設の		
充実により安心して暮らせるまち	49	18.7%
山や川などの自然に恵まれた静かな		
まち	49	18.7%
その他	4	1.5%
無回答	1	0.4%
合計	262	100.0%

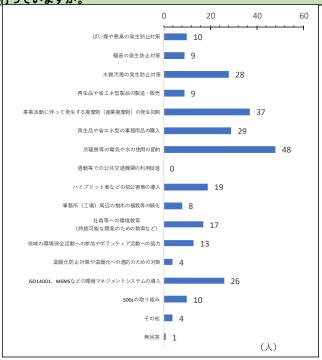


IV 環境保全に対する取り組み

問15 環境保全のため、伊賀市と	こして取り組	むべきもの
	人数(人)	割合(%)
大気汚染や騒音など大気環境の保全	14	4.7%
水質汚濁や地下水汚染など水環境の		
保全	18	6.0%
土壌汚染や地盤沈下などの防止	6	2.0%
ごみ処理やし尿処理、産廃などの廃		14.00/
棄物処理	43	14.3%
森や林などの自然環境の保全	44	14.6%
里山や水辺などの身近な自然環境の		
保全	49	16.3%
文化財やレクリェーション施設の整備	24	8.0%
エネルギー・資源の有効利用のため		9.0%
の施策	27	9.0%
省エネルギーのための啓蒙	10	3.3%
環境教育(持続可能な開発のための		8.6%
教育など)	26	8.0%
民間の環境保全活動の推進や支援	13	4.3%
温暖化防止対策や温暖化への適用		
のための対策	25	8.3%
その他	0	0.0%
無回答	2	0.7%
合計	301	100.0%

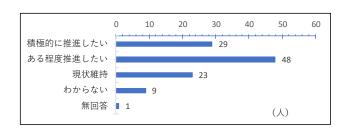


問16 貴事業所では環境保全の	ためにどの	ような取り組
	人数(人)	割合(%)
ばい煙や悪臭の発生防止対策	10	3.7%
騒音の発生防止対策	9	3.3%
水質汚濁の発生防止対策	28	10.3%
再生品や省エネ型製品の製造・販売	9	3.3%
事業活動に伴って発生する廃棄物		
(産業廃棄物)の発生抑制	37	13.6%
再生品や省エネ型の事務用品の購入	29	10.7%
冷暖房等の電気や水の使用の節約	48	17.6%
通勤等での公共交通機関の利用促		
進	0	0.0%
ハイブリット車などの低公害車の導入	19	7.0%
事務所(工場)周辺の樹木の植栽等		
の緑化	8	2.9%
社員等への環境教育		
(持続可能な開発のための教育など)	17	6.3%
地域の環境保全活動への参加やボラ		
ンティア活動への協力	13	4.8%
温暖化防止対策や温暖化への適応		
のための対策	4	1.5%
ISO14001、M-EMSなどの環境マネジ		
メントシステムの導入	26	9.6%
SDGsの取り組み	10	3.7%
その他	4	1.5%
無回答	1	0.4%
合計	272	100.0%



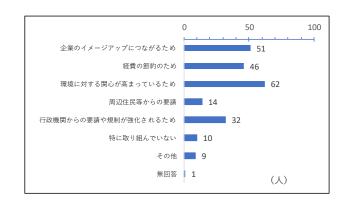
問17 貴事業所では今後、環境保全活動を推進したいとお考えですか。

	人数(人)	割合(%)
積極的に推進したい	29	26.4%
ある程度推進したい	48	43.6%
現状維持	23	20.9%
わからない	9	8.2%
無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



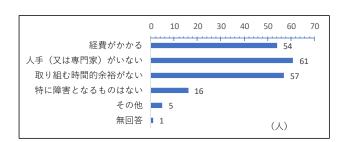
問18 貴事業所が環境保全活動に取り組む理由についてお伺いします。

	人数(人)	割合(%)
企業のイメージアップにつながるため	51	22.7%
経費の節約のため	46	20.4%
環境に対する関心が高まっているた		
め	62	27.6%
周辺住民等からの要請	14	6.2%
行政機関からの要請や規制が強化さ		
れるため	32	14.2%
特に取り組んでいない	10	4.4%
その他	9	4.0%
無回答	1	0.4%
合計	225	100.0%



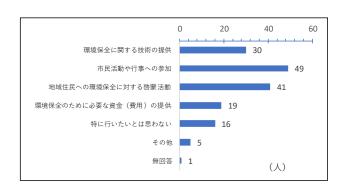
問19 貴事業所が環境保全活動に取り組むのに障害となっているものについてお伺いします。

	人数(人)	割合(%)
経費がかかる	54	27.8%
人手(又は専門家)がいない	61	31.4%
取り組む時間的余裕がない	57	29.4%
特に障害となるものはない	16	8.2%
その他	5	2.6%
無回答	1	0.5%
合計	194	100.0%



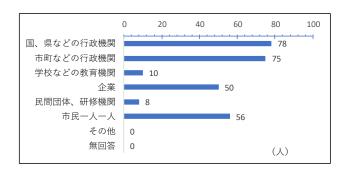
問20 貴事業所が今後行いたい(参加したい)環境保全活動について。

	人数(人)	割合(%)
環境保全に関する技術の提供	30	18.6%
市民活動や行事への参加	49	30.4%
地域住民への環境保全に対する啓蒙		
活動	41	25.5%
環境保全のために必要な資金(費用)		
の提供	19	11.8%
特に行いたいとは思わない	16	9.9%
その他	5	3.1%
無回答	1	0.6%
合計	161	100.0%



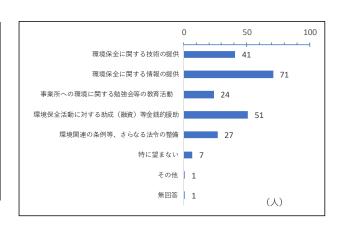
問21 環境保全のために最優先で取り組むべき期間は。

	人数(人)	割合(%)
国、県などの行政機関	78	28.2%
市町などの行政機関	75	27.1%
学校などの教育機関	10	3.6%
企業	50	18.1%
民間団体、研修機関	8	2.9%
市民一人一人	56	20.2%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	277	100.0%



問22 貴事業所は環境保全に取り組むために、行政(伊賀市)に対してどのような支援を望みますか。

	人数(人)	割合(%)
環境保全に関する技術の提供	41	18.4%
環境保全に関する情報の提供	71	31.8%
事業所への環境に関する勉強会等の		
教育活動	24	10.8%
環境保全活動に対する助成(融資)等		
金銭的援助	51	22.9%
環境関連の条例等、さらなる法令の		
整備	27	12.1%
特に望まない	7	3.1%
その他	1	0.4%
無回答	1	0.4%
合計	223	100.0%



11. 用語集

あ行

loT (Internet of Things) (あいおーてぃー) 【本文初出:p24】

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットへの接続や、相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うことです。

IT (Information Technology) (あいてぃー) 【本文初出:p25】

情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピュータなどの機械や器具、および、その内部で動作するコンピュータプログラム(ソフトウェア)を用いて情報を扱う技術のことです。

伊賀市 EMS(いがし いーえむえす)【本文初出:p8】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境に関する方針や目標を設定し、環境保全の取り組みを進めることを「環境マネジメント(Environmental Management System)と言います。本市では、ISO(国際標準化機構)から出されている環境マネジメントシステム規格(ISO14001)の要求事項を取り入れ、PDCAサイクルを回すことにより、継続的な環境改善を図ることをめざしています。トップマネジメントの決意表明に始まり、組織の状況の理解をし、環境方針や目標を定めます。それを達成するために計画を立て運用しています。

一般廃棄物(いっぱんはいきぶつ)【本文初出:p28】

工場等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物のことです。主に家庭から排出されるし尿、ごみ、粗大ごみなどの廃棄物のことを指します。

エコカー (えこかー) 【本文初出: p25】

エコカーは「エコロジー(自然環境保全)カー(車)」を略したもので、環境に配慮した車です。 エコカーには、電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、燃料電池車(FCV)、天然ガス自動車などがあります。

エコドライブ (えこどらいぶ) 【本文初出:p25】

自動車を運転するときに急発進や急加速をすると燃料の無駄使いになるだけでなく、排気ガスによる大気汚染にもつながります。また、タイヤには適正な空気圧で走行することにより燃料を節約することができます。このように環境に優しい運転方法をエコドライブといいます。

SDGs(持続可能な開発目標)(えす・でぃー・じーず(じぞくかのうなかいはつもくひょう)【本文初出:p3】

2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

NPO (えぬぴーおー) 【本文初出:p31】

非営利団体(Nonprofit Organization)のことです。広義では、利益の再分配を行わない組織・団体一般を意味し、狭義では各種ボランティア団体や市民活動団体を意味します。最狭義では、特定非営利活動促進法に基づく法人格を得た団体を指します。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織(民間非営利団体)をいいます。

オゾン層の破壊(おぞんそうのはかい) 【本文初出:p10】

オゾンは、成層圏にある酸素に強力な紫外線があたることによって生成する物質ですが、この成層圏にあるオゾン層は、生物にとって有害な太陽からの紫外線の大部分を吸収してくれるという大切な働きを持っています。ところが、地上で放出されたフロンは、オゾン層まで上昇し、紫外線によって分解されて塩素原子を放出します。オゾンはこの塩素原子と反応することによって破壊されてしまいます。連鎖反応により、一つの塩素原子は何十個ものオゾンを破壊してしまいます。このオゾン層の破壊が進むと、地上に降り注ぐ有害な紫外線の量が増加し、植物への被害や皮膚ガンの増加等を引き起こす結果へとつながります。

温室効果ガス(おんしつこうかがす)【本文初出:p1】

太陽光によって温められた地表面は、赤外線という形で熱を地球の外に放出します。しかし、大気中に存在する二酸化炭素やメタン等のガスには赤外線を吸収する性質があるため、本来は外に放出される熱を大気中に止めてしまい、気温を上昇させる働きがあります。このような性質を持つガスのことを温室効果ガスといい、これには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等があります。

か行

花崗岩(かこうがん)【本文初出:p15】

深成岩の一種です。粗粒で、粒のそろった岩石のことです。主に石英・カリ長石・斜長石・黒雲母からなり、角閃石 (かくせんせき) や白雲母を含むこともあります。色は白や淡灰色、淡紅色が多く、堅牢で磨くと光沢がでます。

合併処理浄化槽(がっぺいしょりじょうかそう)【本文初出:p34】

し尿と生活雑排水をあわせて処理できる浄化槽のことです。

カーボンニュートラル(かーぼんにゅーとらる)【本文初出:p6】

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすることです。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指します。

環境アセスメント/環境影響評価(かんきょうあせすめんと/かんきょうえいきょうひょうか) 【本文初出:p31】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分な調査、予測及び評価するとともに、その結果を公表して 地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものであり、環境汚染を未然に防止するための有効な手段の一つです。

環境基準(かんきょうきじゅん)【本文初出:p16】

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は行政上の政策 目標であり、人の健康などを維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標 として、その確保を図っていこうとするものです。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、航空機騒音及び新幹線 鉄道騒音に係る環境基準が定められています。

環境配慮(かんきょうはいりょ)【本文初出:p42】

地球温暖化をはじめとした環境問題に対し、日々の生活や経済活動を委縮させることなく、持続可能な発展をさせるために個人や事業者などが法律等の規制に従うだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全に配慮することをいいます。

環境負荷(かんきょうふか)【本文初出:p39】

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものと定義されます。工場・事業場からの排水、排ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスはもとより、野生生物その他の自然物が損なわれる原因となるものや二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性があるものをいいます。

環境保全型農業直接支払交付金事業(かんきょうほぜんがたのうぎょうちょくせつしはらいこうふきんじぎょう) 【本文初出:p31】

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて 化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。農業者等が実施する化学肥料・化学 合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支 援しています。

京都議定書(きょうとぎていしょ)【本文初出:p4】

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書のことをいいます。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効しました。2005年8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体となっています。なお、日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准しました。

先進締約国に対し、2008~12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けています。

減容化(げんようか)【本文初出:p19】

廃棄物などの容積を減少させることです。

減容化を行うにあたっては、焼却処理、圧縮処理、溶融処理など、複数の方法があります。例えば、焼却処理は、 廃棄物を燃焼させて灰にすることで減容化を実現する方法です。

公害対策基本法(こうがいたいさくきほんほう)(昭和 42 年 8 月 3 日法律第 132 号 ※平成 5 年 11 月 19 日廃止) 【本文初出:p2】

1960 年代後半には、それまでの「ばい煙規制法」や「水質 2 法」などの個々の対症療法的な規制では不十分で

あり、公害対策の基本原則を明らかにし総合的統一的に推進していくことが重要という考えのもとに、1967 年 7 月に制定された公害防止対策の基本となる法律です。1993 年の「環境基本法」の成立により廃止となりましたが、内容の大部分はそのまま引き継がれています。

光化学オキシダント/Ox(こうかがくおきしだんと)【本文初出:p16】

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域(こうきょうようすいいき)【本文初出:p13】

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、そしてこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます。

古琵琶湖層群(こびわこそうぐん)【本文初出:p11】

三重県から滋賀県にかけて分布する湖底の堆積物を素因とする地層のことです。昔の琵琶湖とその周辺の平野に堆積した地層という意味で「古琵琶湖層群」と呼ばれています。

コンパクトシティ(こんぱくとしてい)【本文初出:p36】

市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させる考え方のことです。環境問題などの近代都市特有の問題から都市のあり方を再定義する過程で生まれた概念です。

コンポスト (こんぽすと) 【本文初出:p43】

微生物の働きによって生ごみや落ち葉などからできたたい肥のこと、あるいはその容器のことです。

さ行

再生可能エネルギー(さいせいかのうえねるぎー)【本文初出:p6】

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

里山(さとやま)【本文初出:p3】

薪炭材や落ち葉などのたい肥を確保するために維持されてきた人里近くの低山や丘陵に発達する樹林を里山といいます。里山の代表種としては、アカマツ、コナラ、アベマキなどがあげられます。薪炭林、二次林とも言われます。

産業廃棄物(さんぎょうはいきぶつ)【本文初出:p20】

廃棄物処理法に定められた分類で事業活動に伴って生じる廃棄物の中で、量的、質的に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、排出事業者が責任を持って処理するものをいいます。具体的には、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類など 20 種類あります。

資源循環型社会(しげんじゅんかんがたしゃかい)【本文初出:p43】

大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第1に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻し排出物の量を最小限とする社会のことです。これは環境保全型の社会づくりの重要な柱のひとつであり、使えるものは再度使うこと、原料として再生できるものは原料に戻すことが当然のこととして行われる社会へ変えていく必要があります。

循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)【本文初出:p6】

(じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう)

循環型社会の形成について、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されました。

市民農園(しみんのうえん)【本文初出:p32】

一般にサラリーマンなどの都市住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園のことをいいます。

臭気指数(しゅうきしすう)【本文初出:p34】

臭気指数とは「人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化」したもの」であり、多様な臭い物質に対応することが可能となります。なお、悪臭防止法では「悪臭物質濃度」(22 物質)、あるいは「臭気指数」のいずれかによって悪臭の強さの規制をしており、現在、本市では「悪臭物質濃度」(22 物質)を採用しています。

食品ロス(しょくひんろす)【本文初出:p28】

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間 522 万 t になっています。(令和 2 年度推計値:農林 水産省)

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)(すいしつおだくぼうしほう)【本文初出:p2】

工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的として制定されました。

生活排水(せいかつはいすい)【本文初出:p13】

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

生態系(せいたいけい)【本文初出:p1】

動植物、微生物などが生息し、それらを取りまく大気、水、土壌などの無機的な環境から成り立ち、そこでの食物 連鎖に伴う様々な物質(炭素・窒素等の栄養物質など)やエネルギー(太陽エネルギーがもとになっている)の流れ によって複雑に結ばれた系のことをいいます。

生物化学的酸素要求量/BOD(せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう/びーおーでぃー)【本文初出:p16】

Biochemical Oxygen Demand の略です。水質汚濁の指標であり、水中の有機物が好気性微生物により生物化学的に酸化されるときに消費される酸素量をいいます。

た行

ダイオキシン類 (だいおきしんるい) 【本文初出:p2】

ポリ塩化ジベンゾーPージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称で、動物実験で強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境に排出されます。

大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)(たいきおせんぼうしほう)【本文初出:p2】

工場及び事業場における事業活動や建築物等の解体等で発生するばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制することで、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的に制定されました。併せて、大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的として制定されました。

代償生物植生(だいしょうせいぶつしょくせい)【本文初出:p16】

さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生のことです。自然植生の対語として使われます。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含みます。人為的影響がなくなると徐々にその構成種が変化して自然植生に向けて遷移します。日本の現存植生のほとんどは代償植生です。里地、里山を形成する代償植生は自然に成立したものではありませんが、長期間に渡って維持されてきたため、そうした環境に適応した生物も多数存在しています。近年、山村地域における過疎化や高齢化、産業活動の変化に伴って、コナラ林に代表される代償植生の伐採がほとんど行われなくなっています。これにより生物相に変化が起こり、生物多様性維持の面から問題視されています。

堆肥化(たいひか)【本文初出:p29】

ごみ、下水汚泥、家畜ふん尿、木屑などの有機物を微生物により発酵させ肥料化することをいいます。(コンポス

卜化)

太陽光発電(たいようこうはつでん)【本文初出:p8】

シリコン半導体などに光が当たると、電気が発生する原理を応用した発電システムです。太陽光エネルギーを直接 電気に変換する部分が太陽電池です。

脱炭素(社会)(だつたんそ(しゃかい))【本文初出:p6】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。 日本では、2020 年 10 月に当時の菅義偉首相が「2050 年を目途に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という脱炭素社会への所信表明をしました。

単独処理浄化槽(たんどくしょりじょうかそう)【本文初出:p35】

し尿のみを処理する浄化槽のことです。2000(平成 12)年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、浄化槽の新設時には、原則「合併処理浄化槽」を設置することが義務付けられました。

地域循環共生圏(ちいきじゅんかんきょうせいけん) 【本文初出:p6】

各地域が、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方です。

地球温暖化(ちきゅうおんだんか)【本文初出:p1】

石油や石炭などの化石燃料の大量消費により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に排出され、これらのガスにより地球の気温や海水温が長期的に上昇することです。このまま地球温暖化が進むと、海面の上昇、異常気象の発生、 食糧生産・生態系への影響などの問題が懸念されています。

沖積平野(ちゅうせきへいや)【本文初出:p15】

河川の堆積作用によって生じ、現在までその作用が続いている平野のことです。日本では完新世(沖積世)に形成された平野という意味にも用いられます。

低炭素(化・社会)(ていたんそ(か・しゃかい))【本文初出:p7】

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会をいいます。

な行

生ごみ処理容器(なまごみしょりようき)【本文初出:p28】

家庭から出される生ごみを減量・堆肥化するための容器のことです。密閉型容器とコンポスト容器があり、密閉型容器は、EM(有用微生物群)菌を使って生ごみ等を発酵分解していく方式です。密閉されているため、虫が発生しにくくなっています。

コンポスト容器は、生ごみを投入し、乾いた土や落ち葉、雑草などを入れて微生物により発酵・分解していく方式です。 畑など屋外で土に穴を掘り、20cmほど埋めて設置をして使用します。

二酸化硫黄(にさんかいおう)【本文初出:p16】

硫黄酸化物の一種で、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体です。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄化合物が、石炭や石油などの燃焼時に酸化することにより発生します。大気汚染物質のひとつとして、また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られます。さらに、二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こすと言われています。

二酸化窒素(にさんかちっそ)【本文初出:p16】

窒素の酸化物で赤褐色の気体です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。また、生物活動に由来する自然発生があります。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生しています。人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾罹患率の増加などが知られています。

農地中間管理事業(のうちちゅうかんかんりじぎょう)【本文初出:p31】

農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構が、農業経営からのリタイヤや、規模縮小など、農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業

経営の効率化や規模拡大を考えている受け手(担い手農家等)に貸し付ける事業のことです。

は行

パリ協定(ぱりきょうてい)【本文初出:p4】

2015 (平成 27) 年 11 月から 12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択された、2020 (令和 2) 年以降の温暖化対策の新たな国際的枠組みのことです。産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満になるよう努力する等の数値目標が定められました。

PDCAサイクル(ぴーでぃーしーえーさいくる)【本文初出:p3】

マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、品質の維持・向上や継続的な改善活動につなげる手法のことです。

人・農地プラン(ひと・のうちぶらん)【本文初出:p31】

農業者の高齢化や担い手不足が心配される中、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化することです。

浮遊粒子状物質/SPM(ふゆうりゅうしじょうぶっしつ/えすぴーえむ)【本文初出:p16】

浮遊粉じんのうち粒径が 10 ミクロン(1 cmの 1000 分の1)以下のものをいいます。

冬日(ふゆび)【本文初出:p15】

1日の最低気温がセ氏0度を下まわる日のことです。

フロン類(ふろんるい)【本文初出:p2】

フロン排出抑制法でCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)を「フロン類」と定義しています。

化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、 冷蔵・冷凍庫の冷媒、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。

しかし、これらフロン類は、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったことから、オゾン層破壊効果が無く、温室効果の小さいノンフロン等への代替が進められています。

片麻岩類(へんまがんるい)【本文初出:p15】

変成岩の一種です。広域変成作用でできた、粗い縞状構造をもつ岩石です。鉱物組成は花崗岩(かこうがん)に似たものが多く、石英・長石・雲母・角閃石などからなります。

ま行

マイクロプラスチック(まいくろぷらすちっく)【本文初出:p1】

プラスチックは、紫外線や波の影響で劣化したプラスチックのうち、5mm 以下のサイズになったものを指します。自然分解されず、半永久的に残ると言われています。

膜分離高負荷脱窒素処理方式(まくぶんりこうふかだつちっそしょりほうしき)【本文初出:p17】

し尿の処理方法の一つ。高負荷脱窒素処理方式は、搬入し尿及び浄化槽汚泥は無希釈のままで硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液(MLSS)の濃度を標準法の2~3倍程度、反応液温度を 25℃以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量(BOD)と窒素の容積負荷を大きくした方法です。

膜分離高負荷脱窒素処理方式は、高負荷脱窒素処理方式によって高濃度になった流出水の浮遊物質(SS)の固液分離に際し、従来の機械式や沈降式ではなく、膜(繊維)を採用することでより高い固液分離を行う方法です。

松尾芭蕉 1644~1694 (まつおばしょう) 【本文初出:p2】

江戸時代前期の伊賀国(現在の三重県伊賀市)出身の俳諧師です。藤堂新七郎家に仕え、2歳年上の若君良忠(俳号、蝉吟)と共に俳諧に出会い、俳諧の道に入りました。良忠が25歳で早逝すると、仕官を退き、1672年、処女句集「貝おほひ」を上野天満宮に奉納した後、江戸へ下りました。江戸に出た当初は、神田上水の改修工事にも従事しましたが、やがて俳諧宗匠として立机。当代の傑出した俳人と評されるに至りましたが、突然深川に居を移し隠逸の生活に入りました。また、その後、生涯を通じて旅を重ねるなかで、滑稽や諧謔を主としていた俳諧を、蕉風と呼ばれる芸術性の極めて高い句風として確立し、現在では俳聖として世界的に知られています。

真夏日(まなつび)【本文初出:p1】

最高気温がセ氏30度以上の日のことです。

眞鍋淑郎(まなべしゅくろう)【本文初出:p24】

日本出身で米国籍の気象学者(理学博士)であり、2021年のノーベル物理学賞を受賞しています。 眞鍋博士は米プリンストン大学の上席研究員で、地球温暖化理論の第一人者です。 1950年代から気象研究に取り組み、大気中の二酸化炭素が増えると地表の温度が上昇するということを世界で初めて数値で示しました。

真冬日(まふゆび)【本文初出:p1】

最高気温がセ氏〇度未満の日のことです。

猛暑日(もうしょび)【本文初出:p1】

最高気温がセ氏35度以上の日のことです。

ら行

リサイクル(再利用)(りさいくる/さいりよう)【本文初出:p2】

産業物を資源の節約や環境汚染の防止のために再度、活用することです。再生紙化、金属等の回収、助燃剤化、熱回収等があります。

リデュース(減量)(りでゅーす(げんりょう))【本文初出:p28】

廃棄物をなるべく出さないようにするための取り組みです。事業者は原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売の抑制など製造から流通段階までの配慮が必要とされます。また消費者はごみを分別・減量化する、使い捨て製品を購入しないなど家庭からの発生量削減に努める必要があります。

リフューズ (発生回避) (りふゅーず (はっせいかいひ)) 【本文初出:p28】

申し出などを拒否するという意味があります。廃棄物の発生を減らす取り組みの一つであり、ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないことを言います。

例えば、買い物をするときに、エコバックを持参し、レジ袋を受け取らないなどが該当します。

リユース (再使用) (リユース (さいしよう)) 【本文初出: p28】

使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいいます。不要になったがまだ使えるものを再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品や容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や容器などとして使う場合があります。

流域圏 SDGs (りゅういきけんえすでぃーじーず) 【本文初出:p8】

日本では、環境省が地域レベルで循環型社会を実現(地域循環共生圏)するための「ローカル SDGs」概念を提示していますが、そのための地域設定については、学校区、市町村、都道府県などで異なる課題を抱えており、それらの解決のための適切な地域単位も異なります。朴恵淑三重大学特命副学長をはじめとする三重大学及び中部大学の共同研究グループは、行政区単位での境界線が自然環境の一体性を分断し、諸課題への適切な対応が出来ない場合が生じていることから自然環境を基盤とした地域設定が必要であること、日本人の生活基盤が、歴史的に分水嶺に囲まれた各地の流域において主に形成されており、今日でも多彩な文化の集積が流域単位でみられることから、河川流域を一つの地域単位として設定し研究対象とする「流域圏 SDGs評価モデル」を提唱しています。

ローカル SDGs (ろーかるえすでぃーじーず)【本文初出:p21】

各地域が地域資源を最大限に活用し、地域の特性に応じて環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」実現のための、各地域における実践目標として、環境省が提示している概念のことです。

12. 伊賀市環境基本条例

○伊賀市環境基本条例

平成 16 年 11 月 1 日条例第 155 号

伊賀市環境基本条例

日次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策 (第8条) 第2章

第3章 環境審議会(第13条—第23条)

第4章 雑則(第24条—第26条)

附則

前文

わたしたちのまち伊賀市は、恵まれた緑と自然環境と先人たちが築いてきた多くの歴史的・文化的環境を育み着実に発展してきた。

しかしながら、近年においてわたしたちが求めてきた利便性や豊かさとともに社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型環境問題が深刻化し、更には地球温暖化による地球上生物の持続的な生存など地球的規模に係わる重大な問題となってきている状況にあり、経済社会システムや生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次世代に引き継いでいくことの責務を有している。

これらの認識のもと、わたしたちは、市、市民及び事業者並びに市民団体の協力によって人と自然、人と人とが健全で共生する快適な環境を確保するとともに、市民の総意として本市の良好な環境の保全と創造に向けて本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者並びに市民団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)及び恵み豊かな自然環境を保持し、保護することをいう。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- **第3条** 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受するとともに次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図 り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みにより行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(市の青務)

- **第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- 2 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し環境負荷への低減に努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

- **第5条** 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- **第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講ずるとともに、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と協働し、環境の保全に努める責務を有する。 2 市民団体は、基本理念にのっとり、環境の保全活動に関し、環境の保全に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本方針)

- **第8条** 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 自然環境が確保され、市民が健康で文化的な生活環境づくりの推進が図られること。
- (2) 廃棄物の減量及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること。
- (3) 歴史的、文化的遺産の保全、活用等により、良好な環境づくりを推進すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他生態系の多様性の確保が図られること。
- (5) 環境の保全に関する環境学習の推進を図ること。

(環境基本計画の策定)

- **第9条** 市長は、特に必要があると認めるときは、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定することができる。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標、基本的方向及びその配慮
- (2) 前条に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条に規定する伊賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、その内容を速やかに市民に公表するものとする。
- 6 第3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第 10 条 市長は、環境の状況及び環境の保全形成に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(自主的な活動の支援)

第11条 市長は、市民、事業者及び市民団体による環境の保全に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(国等への要請等)

第12条 市は、環境の保全に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するほか、必要な措置を講するよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第13条 法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、伊賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第14条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 生活環境及び自然環境の保全に係る基本方針の樹立に関すること。
- (2) 公害の予防並びに防止対策及び被害対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全対策に関すること。
- (4) その他環境の保全について、特に必要があると認められる事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関して、調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織)

- 第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 16 条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げるところによりその職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会長及び副会長)

- 第17条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

- 第18条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるとき、又は委員の半数以上の者から招集の請求があるときに会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別調査委員会)

- 第19条 審議会は、特別の事項を専門的に調査審議させるため、必要があると認めた場合には、臨時に特別調査委員会を置くことができる。
- 2 特別調査委員会の委員は5人以内とし、会長が審議会に諮って委員のうちから指名する。
- 3 特別調査委員会は、会長が必要に応じて随時招集する。
- 4 特別調査委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解かれたものとする。

(関係者の出席)

第20条 審議会は、市長から諮問された事項及び調査審議する事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第21条 会長及び委員は、第14条第1項の事項に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。ただし、審議会の同意を得たときは、この限りではない。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、人権生活環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雜則

(情報の収集と提供)

第24条 市長は、環境の保全形成に関する情報の収集と提供に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第25条 市は、関係機関相互の密接な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市民団体の参加並びにこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附目

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。(後略)